

# 宮城県文化財保存活用大綱

永続的な文化環境の維持と創出

～ 知って、活かして、伝える文化財 ～

宮城県教育委員会

令和3年3月



# 目次

## 序章

1 はじめに .....	1
2 なぜ文化財を守るのか.....	1

## 第1章 宮城県文化財保存活用大綱の策定にあたって

1 宮城県文化財保存活用大綱の目的 .....	3
2 宮城県文化財保存活用大綱の位置づけ .....	3
3 本大綱の対象－文化財と文化環境－ .....	5
(1) 文化財 .....	5
(2) 文化環境 .....	6
4 大綱の構成.....	8

## 第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

1 文化財保護制度と文化財 .....	9
(1) 概況 .....	9
(2) 課題 .....	17
2 文化財の保存・活用体制.....	20
(1) 概況 .....	20
(2) 課題 .....	24
3 文化財の調査 .....	26
(1) 概況 .....	26
(2) 課題 .....	27
4 文化財の管理・防災 .....	29
(1) 概況 .....	29
(2) 課題 .....	31
5 文化財の保存・継承 .....	34
(1) 概況 .....	34
(2) 課題 .....	35
6 文化財の活用・普及啓発 .....	37
(1) 概況 .....	37
(2) 課題 .....	39

### 第3章 文化財の保存・活用に関する基本方針

1 課題整理 .....	41
2 基本理念 .....	42
3 文化財の保存・活用を推進する視点.....	43
(1) 人口減少社会における文化財 .....	43
(2) 文化財の「存在価値」と「利用価値」 .....	43
(3) 文化財と関係分野との境域にある可能性 .....	44
4 基本方針 .....	46

### 第4章 基本方針の展開と推進

1 基本方針の施策展開 .....	47
(1) 方針1 文化財を守り育む土台をつくる .....	47
(2) 方針2 文化財を適切に理解する .....	50
(3) 方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む .....	53
(4) 方針4 文化財の災害対応力を高める .....	56
2 基本方針の推進体制 .....	61
(1) 各主体の役割 .....	61
(2) 各主体の関係 .....	62
3 基本方針推進の進行管理 .....	62

### 終章

市町村における文化財保存活用地域計画の必要性 .....	64
------------------------------	----

### <参考資料>

1 市町村別文化財件数 .....	66
2 国指定・県指定文化財件数 .....	68
3 文化財保護法及び文化財保護条例以外での保護・顕彰（一部） .....	69
4 文化財担当職員数及び文化財保護審議会委員数 .....	72
5 宮城県教育委員会刊行文化財関係報告書 .....	73
6 大綱策定の経過 .....	91
(1) 質問 .....	91
(2) 答申 .....	92
(3) 経過 .....	93
(4) 宮城県文化財保護審議会名簿（令和元年度～2年度） .....	94

## 凡例

- 紙面右注釈には小見出し、解説、画像などを掲載しています。
  - ・メイリオ体 小見出し
  - ・游明朝体 解説（太字は解説表題）
- 解説のうち、重要な事項や補足事項については、網掛けで説明を記載しています。

(例)

文化財が地域に受け継がれているということ

○○○～

## 挿図提供

p 2	竹浦地区の即席獅子頭	女川町教育委員会
p29	特別史跡多賀城跡附寺跡の除草	多賀城市教育委員会
p38	キャラクターグッズ	山元町教育委員会
p39	春日 PA 歴史体験まつり	松島町教育委員会
p47	風待ち復興検討会によるワークショップ <sup>†</sup>	一般社団法人風待ち復興検討会
p50	絵馬の調査	角田市教育委員会



# 序章

## 1 はじめに

文化財は、私たちの先祖が大切に守り伝えてきたものであり、私たちが子孫に引き継いでいかなければならないものです。その存在は、私たちの心に訴えかけ、人間的な豊かさを与えてくれます。文化財の消失は、対象そのものが失われることのみならず、地域の人々が苦難を克服し、嘗々と築き上げてきた独自の文化、風土、環境、そして未来に向けた新しい文化形成の基盤が失われることを意味しています。

文化財の存在意義

しかしながら、これら文化財を継承するための地域社会は年々弱体化しています。宮城県の人口は 2000 年以降減少に転じ、現在もその傾向は継続しています。また、老人人口の増加も著しく、近年に至っては県人口の 25% を超えました。こうした人口減少や少子高齢化により、一部の指定文化財において継承基盤の弱体化が認められ、未指定の文化財や、指定文化財と一体性や関連性を有する文化的所産などの貴重な資源は失われつつあり、地域の歴史環境は痩せ細りをみせているところもあります。

文化財を取り巻く現状

さらには、平成 23 年の東日本大震災やそれ以降の大規模自然災害、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症流行の影響により、文化財そのものが消失するほか、公開・活用・上演といった活動の停滞にも拍車がかかりました。今後は、これら継承基盤の変化などを踏まえた文化財の保存・活用の在り方を見直すことが必要です。

以上のような背景をもとに、宮城県教育委員会では、これまでの文化財の保存と活用の取り組みにおける課題、特に東日本大震災以降における文化財を取り巻く状況の変化を踏まえ、中長期的観点のもと、文化財保護方針となる「宮城県文化財保存活用大綱」をここに策定することとしました。

大綱策定の趣旨

## 2 なぜ文化財を守るのか

海・山・平野など豊かな自然環境に恵まれた宮城県には、多くの文化財が伝わっています。今日文化財として扱われているものは、自然や社会の中で人々が創造・発見し、継承してきた文化的所産の一部です。これらの文化的所産は、周囲の自然環境や社会環境との関わりの中で意味づけられ、今まで維持されてきました。

文化財を守る理由

もし、これら文化財を維持する環境が失われたらどうなるでしょうか。東日本大震災での経験を思い起こすまでもなく、暮らしのつながりや土地・人との記憶は途絶え、地域への愛着は薄れ、コミュニティは希薄になります。即ち、文化財が持続可能な環境のもとで地域に受け継がれていることは、地域が守られていることにほかなりません。

さらに、地域を発展的に継承するためには、地域力の維持と向上が必要となります。そのためには、自然、歴史、経済、社会、文化などの総体として創出される「地域の個性」を自覚し、認識を深めることが重要です。つまり、地域に伝わる文化財を「地域の個性」として適切に理解し、活用し、継承することは、新しい時代を創造することにつながります。

本大綱は、このような考え方のもと、永続的な地域社会継承のための、文化財の保存と活用の理念や方針を、関係者さらには多くの人々と共有するために策定するものです。

#### 地域の個性としての文化財

##### 文化財が地域に受け継がれているということ

リアス海岸の入り組んだ浦が点在する女川町では、その浦の集落の多くに「獅子振り」と呼ばれる獅子舞が伝わっています。

それら集落の一つである女川町竹浦地区では、東日本大震災でほぼ全戸が被災し、住民は秋田県仙北市のホテルに避難を余儀なくされました。避難先で不安の多かった住民の沈み込んだ心を救ったのは、ある住民の方があり合わせの座布団、スリッパ、空き缶でつくった獅子頭でした。この即席の獅子頭を使用し、避難先にて久しぶりに皆で舞った獅子振りで、集落の住民は笑顔を取り戻したといいます。

この即席獅子頭は、復興のシンボルとして、また文化がつないだ地域力の象徴として、竹浦地区には欠かせない存在となっています。



竹浦地区の即席獅子頭

# 第1章 宮城県文化財保存活用大綱の策定にあたって

## 1 宮城県文化財保存活用大綱の目的

本大綱は、文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づく方針として、下記の視点により宮城県の文化財の保存と活用の在り方を示すものとします。

- ・県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し、体系化する。
- ・市町村文化財保護行政の在り方の検討及び市町村文化財保存活用地域計画の策定にあたり、“気づき”を促すものを目指す。
- ・上記行政のほか、所有者、管理者、関係団体など、文化財に関わる人々が目指すべき方向性を整理する。

なお、大綱は基本的な方針であることから特段の期間は設けませんが、市町村が策定する文化財保存活用地域計画の動向を見据え、5年後に再検討することを前提に策定することとします。

**文化財保護法第183条の2第1項**  
都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

## 2 宮城県文化財保存活用大綱の位置づけ

大綱の策定にあたっては県の教育に関する総合的計画である「第2期宮城県教育振興基本計画」や県の文化芸術の振興に関する方針と施策を示す「第3期宮城県文化芸術振興ビジョン」と一体性を、その方針の推進と展開にあたっては県の長期総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」との整合性を考慮しながら、文化財の保存と活用の方向性を示すものとします。

**第2期宮城県教育振興基本計画**  
平成29年3月策定  
**第3期宮城県文化芸術振興ビジョン**  
令和3年3月策定  
**新・宮城の将来ビジョン**  
令和3年3月策定

また、「文化芸術基本法」や「文化財保護法」、「第9次一括法」による社会教育関係法律、さらには「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」など、関係法令の趣旨を十分に反映するほか、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「仙台防災枠組2015-2030」の考えに配慮することとします。

### 文化財関係法令

地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30年6月に文化財保護法が改正、平成31年4月より施行されました。具体的には、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び国指定等文化財の所有者などが作成する保存活用計画の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化されました。

また、博物館等施設においては、社会教育を基盤とした人づくり・地域づくりの議論をもとに、令和元年6月に「第9次一括法」による社会教育関係法律などが改正され、博物館などを含めた社会教育施設の振興方策が示されました。さらに、令和2年5月には、博物館・美術館・寺社など文化資源保存活用施設を拠点とした観光振興に取り組む地域を支援する「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されるに至っています。

### 「持続可能な開発目標（SDGs）」

SDGsとは、平成27年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）の略称です。全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人として取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標、169のターゲットを設定しています。

宮城県では、「宮城県SDGs推進本部」を設置し、全庁一丸となってSDGsの達成に向けた取組を展開するとともに、SDGsの視点を採り入れた総合計画を策定しています。

このSDGsにおいて、文化財分野としてはターゲット11.4にて文化遺産保全の取組があり、直接的には目標11「住み続けられるまちづくりを」が該当していますが、そのほかにも貢献できる目標は複数あり、積極的な関与が必要となっています。また、目標14・15にある海洋資源保全、陸地生態系保護、森林管理、生物多様性損失阻止などは文化財の保存と活用に影響を与えると考えられます。

### 「仙台防災枠組2015-2030」

SDGsの中で重要な要素の一つとして位置づけられているのが「仙台防災枠組2015-2030」（Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030）です。この枠組は、平成27年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議にて採択された国際的防災指針で、4つの優先行動と7つのターゲットが合意されたものです。

この枠組のなかで、防災投資における文化遺産（文化財）保護の重要性について記載するなど、随所に文化への配慮を盛り込むよう調整したのが、国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」です。あわせて、この会合では、本枠組で特定された優先行動に準拠し、文化遺産（文化財）にかかる優先事項を勧告しています。

- ・優先事項1：災害リスクの理解
- ・優先事項2：災害リスク管理のための災害リスク・ガバナンスの強化
- ・優先事項3：レジリエンス（強靭性）のための防災への投資
- ・優先事項4：効果的な応急対応のための災害予防の強化と、復旧・再建・復興におけるビルドバックベター（Build Back Better）

#### ビルドバックベター

「より良い復興」。災害後の復旧・復興の段階において、次の災害に備え、災害対応力を強化すること。

### 3 本大綱の対象－文化財と文化環境－

本大綱では、次に挙げる「文化財」を広くその対象とします。また、下記のとおり「文化環境」を定義し、その在り様について共有することとします。

#### (1) 文化財

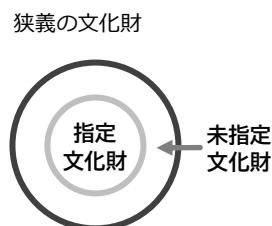
文化財保護法第2条では、歴史上、芸術上、学術上、観賞上などの観点から価値の高い有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群を、指定・選定の有無にかかわらず「文化財」と規定しています。

本大綱では、これら文化財のほか、同法第95条で規定されている埋蔵文化財（遺跡・遺物など）、第147条の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術や技能も対象とします。

また、必ずしも上記の文化財に該当するとは言えないもの、たとえば、宮城県文化芸術振興条例の規定に基づき策定された「第3期宮城県文化芸術振興ビジョン」で対象とする文化芸術の範囲のうち、宮城県にとって歴史的に評価され、かつ次世代に継承すべきものも同等に取り扱う必要があります。

さらに、文化財のリスクマネジメントにかかり、前述の国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」勧告では、文化遺産（文化財）を、表3を含めて広く定義されなければならないとしています。文化財防災を含む大綱においては、このような幅広い視野が重要となります。

このほか、特に防災の観点にかかり、災害文化形成に資する口伝・記録・事象など、「災害文化」の形成に重要な文化的所産も対象の一つとし、本大綱にて積極的な関与の方針を示します。



広義の文化財①

広義の文化財②

広義の文化財③

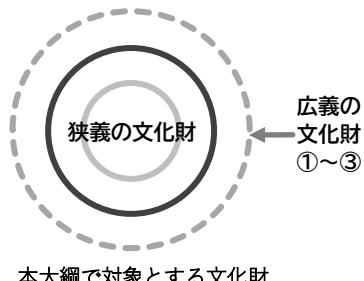


表1 文化財保護法における保護対象

有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

記念物	貝塚, 古墳, 都城跡, 城跡, 旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの, 庭園, 橋梁, 峡谷, 海浜, 山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地, 繁殖地及び渡来地を含む), 植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で我が国にとって学術上価値の高いもの
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの
その他	埋蔵文化財, 文化財の保存技術

表2 第3期宮城県文化芸術振興ビジョンで対象とする文化芸術の範囲

芸術	文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊等(メディア芸術を除く)
メディア芸術	映画, 漫画, アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎, 組踊等我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱等(伝統芸能を除く)
生活文化	茶道, 華道, 書道, 食文化等の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁, 将棋等の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
その他	街並み, 景観, 自然環境, 地域産業, 祭礼行事, 建築・デザイン, 思想, 社会芸術等

表3 国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」勧告において文化遺産(文化財)として「広く定義されるべき」とするもの

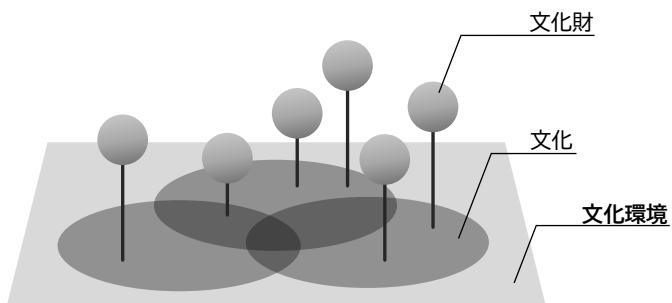
不動産遺産	記念建造物, 建築作品, 土地固有の建築, 考古遺跡
動産遺産	博物館や個々の家や各所に収められたもの
市街地や景観	
公文書や蔵書	
無形遺産	知識, 伝統, 祭礼, 行事, 言語, 伝統技術, 社会構造など

## (2) 文化環境

前項で示した文化財は、それぞれが単体で成り立つものではなく、人や自然との関わりの中で創造・発見された文化的所産の一部として、それぞれを取り巻く良好な自然環境・社会環境のなか

で現在にまで伝えられてきたといえます。

そこで本大綱では、文化財単体のみならず、地域が文化財と有機的な関係を築いている＜場＞を「文化環境」と定義します。これにより、文化財が周辺の環境・文化とともに成り立っていることを強く訴えます。



「文化環境」の概念

#### 「文化環境」とは

上記で定義した「文化環境」とは、複数の「文化」が有機的に連なり、重なりあう時間的・空間的・精神的広がりの総体と言えます。こうした「文化環境」の中で、文化財は地域の人々の生活とともに息づいています。

建造物や美術工芸品などの有形の文化財、祭礼行事や伝統技術などの無形の文化財は、人から人へ世代を超えて伝えられた文化的所産です。また、自然的名勝や天然記念物も、人と自然との関係を文化的な所産として多面的に捉えたものといえます。加えて史跡や埋蔵文化財などは、その多くが文書や口承により記録され、そして地域のなかで顕彰されながら、現在に遺っています。

さらに視点を変えると、文化財はその成立や継承の過程で、他の文化財、あるいは従来文化財として扱われなかった文化的所産と、人を介して「文化」的な関係を構築しながら、現在に伝わっているといえます。

神社を例に挙げると、境内に残る社殿、祭礼行事、記録資料、奉納品、御神木、さらには境内の発掘調査から明らかとなるいにしえの姿など、これら文化財が重層的な関係を持ちながら、その神社としての「文化」を形成しています。そして、神社を広域にみると、神社門前の町並みや生活、氏子が伝える風俗慣習、地域の生業、為政者関与の記録など、これらも神社の文化財と関係しながら様々な「文化」を形成しています。さらには、地域教育の題材としての活用、お祭りの場や日常の散歩コース、子どもの遊び場としての身近な利用も「文化」を生み出しています。このほか、ドラマやアニメの舞台、現代アートのインсталレーションやミュージックビデオ撮影の場など、文化財との現代的な関わり方も一つの「文化」と言えます。

これから文化財の保存と活用においては、こうした多様な可能性を有する＜場＞を総体としてどのように維持・継承・発展させていくかが問われています。

文化環境は、概念的にはその対象を大きくも小さくもできます。最小単位としては左記のとおり一つの文化財とその周辺から始まり、地域単位、市町村単位、都道府県単位、そして国さらには地球規模にも大きくなります。

## 4 大綱の構成

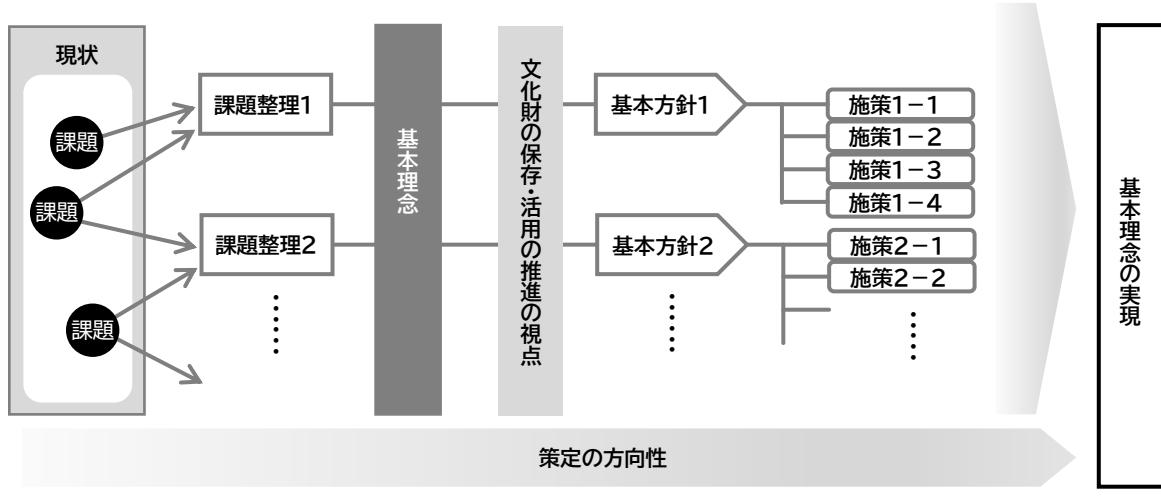
本大綱では、まず宮城県における文化財の保存と活用に関する現状と課題を整理します。そして、その課題整理をもとに、県・市町村・所有者・管理者などすべての関係者が向かうべき方向性として、基本理念を示し、文化財の保存と活用の推進の視点を定めた上で基本方針を設定します。最後にその基本方針に基づいた施策展開を検討・共有し、その中で宮城県教育委員会として特に取り組むべき具体的な施策を明示します。

本大綱における文化財の保存と活用の方針を定めるにあたり、本来は宮城県全域を俯瞰する歴史的・自然的特徴が基礎情報として求められるところです。しかし、前項で定義した「文化環境」は全県的にみても多様であり、また各地域の意識や共有の仕方によっても変わり得るものと考えます。

地域の特徴や個性は、地域住民自らが愛着をもって個々の文化財と向き合っていくなかで発見され、自覚されるべきものです。したがって、本大綱では、各地域が画一的な歴史認識に染まることを避けるため、「文化財の概要」の項ではあえて指定等文化財の概説にとどめています。

大綱の枠組

地域の個性のとらえ方



大綱の構成

## 第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

### 1 文化財保護制度と文化財

#### (1) 概況

##### 《現行の文化財保護制度》

「古器旧物保存方」(明治4年)や「古社寺保存法」(明治30年)からはじまる我が国の文化財保護制度は、いずれも「対象を特定し、それに対する措置を定める」ことで文化財を守ってきました。保護対象の特定、つまり指定制度は、地域内外の人々に対し、その文化財の価値を認識してもらうためにも重要な施策となっています。

現在、国及び宮城県教育委員会では、文化財保護法（以下、「法」という）及び宮城県文化財保護条例（以下、「県条例」という）に基づき、文化財の取扱いに対して各種の法的措置を講じることでこれを保護しています。法及び県条例に基づく基本的な保護の制度として指定・登録・選定などがあり、国では意見具申や申出、県では同意や申出を基にこれを運用しています。

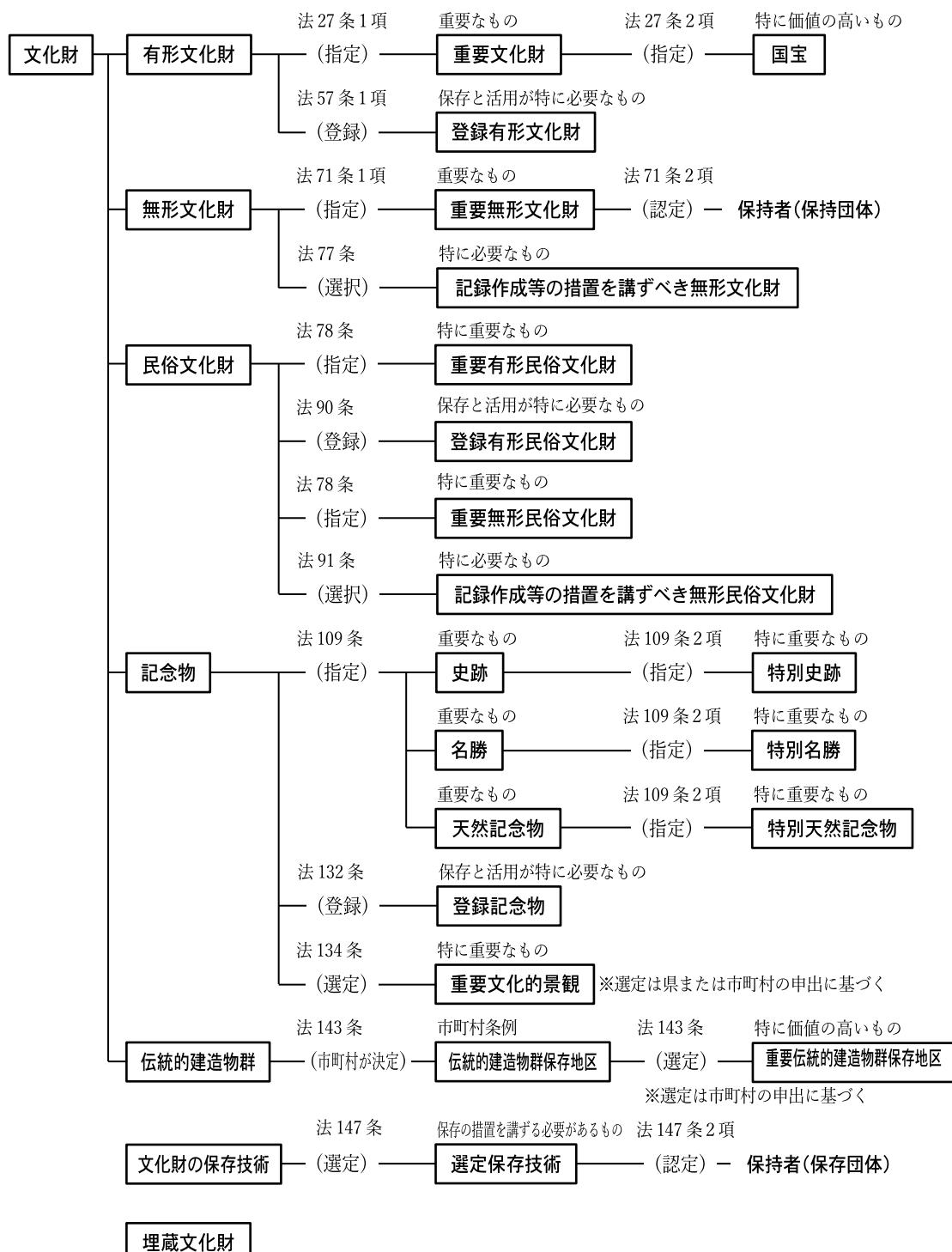
このような「保護の対象を明確化し、保護の責任の所在を明らかにした上で、文化財としての価値を失わないよう細心の注意を払いつつその価値を保ち、さらには価値を高めること」は、現行制度においても文化財保護の基本として、かつ有効な手段として機能しています。

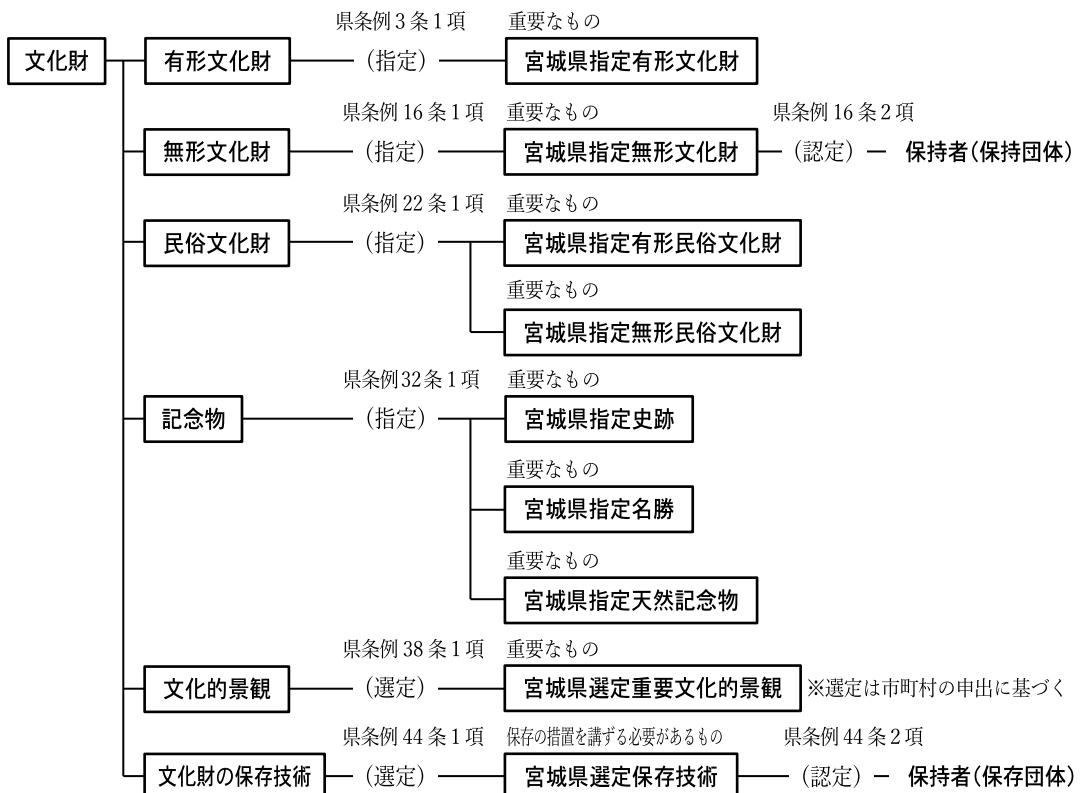
指定等文化財における具体的な手続き等は「文化財保護の手引き」(宮城県教育庁文化財課/平成29年)を参照。

#### 指定

法に基づく文化財指定は文部科学大臣が行うもので、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の各文化財のうち、重要なものがその対象となります。指定が行われると、有形文化財は重要文化財に、無形文化財は重要無形文化財に、民俗文化財は重要有形民俗文化財もしくは重要無形民俗文化財に、記念物は種類によって史跡、名勝又は天然記念物に位置づけられます（無形文化財の指定に当たっては、併せてその保持者又は保持団体の認定が行われます。）。また、重要文化財において特に価値の高いものは国宝に指定され、史跡・名勝・天然記念物のうち特に重要なものについてはそれぞれ特別史跡・特別名勝・特別天然記念物に指定されます。これらの指定文化財に対しては、管理・保存・公開などに関して各種法令による一定の制限

が加えられる一方、保存修理や保全、防災施設の設置、史跡などの公有化などに対し補助を行うことにより、文化財の保存が図られます。このほか、文化財の公開施設の整備に対して補助を行い、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図るなど、文化財の活用のための措置も講じています。





宮城県の文化財体系図

県条例に基づく指定は宮城県教育委員会が行います。対象及びその位置付けは、特別指定がない以外は国の指定と同様です。制限や補助についても、国にほぼ準じています。

## 登録

法に基づく登録制度は、文化財保護の手法を多様化するものとして、平成 8 年に有形文化財の建造物を対象に導入され、さらに平成 16 年の法改正により美術工芸品などの有形文化財、有形民俗文化財、記念物も対象となりました。指定制度とは補完関係にあり、指定文化財以外の文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものに対して行われるもので、文部科学大臣の権限により、文化財登録原簿に登録する方式となります。届出制と指導・助言などを基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制などの強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものとなっています。

なお、県条例では、このような登録制度を整備していません。

国の登録制度については、令和 3 年 1 月 15 日の文化庁文化審議会企画調査会による報告書を踏まえ、その対象を無形にも広げる法改正案が令和 3 年の第 204 回国会に提出されています。

## 選定

法に基づく選定は、文化的景観や伝統的建造物群保存地区及び文化財保存技術を対象に文部科学大臣が行います。文化的景観とは、都道府県又は市町村が景観法に基づいて定めたものであり、伝統的建造物群保存地区とは、市町村が都市計画法あるいは市町村条例に基づき定めたものです。こうした規制地区のうち特に重要なものが、当該地方公共団体による申出を受けた上で、それぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定されます。前者は法令などにより、後者は法令及び当該市町村条例によって保護に関する規制がなされます。

文化財の保存技術は、文化財の保存のために欠くことのできない技術・技能のうち、保存の必要があるものが選定され、選定保存技術として法令により保護に関する規制がなされます。また、保存技術の選定に際しては、併せてその保持者又は保存団体の認定が行われます。

県条例では、法と同様に文化的景観と文化財保存技術の選定制度があります。

## その他

法では、無形文化財及び無形民俗文化財に関し、指定された文化財以外のうちから特に必要なものを選択して記録を作成、保存、公開する制度があります。また、埋蔵文化財については、地域のどのような場所に埋蔵文化財包蔵地が存在するかについて、その周知徹底を図り、必要な措置を講じることが義務付けられています。

## 《宮城県の指定等文化財の概要》

宮城県の文化財件数は、国指定・選定 145 件、国登録 192 件、県指定 247 件、市町村指定 1,388 件、市町村登録 63 件となります。このうち、県指定文化財を全国平均と比較すると、その数が上回るものは無形民俗文化財のみであり、美術工芸品や史跡などは半数にとどまります。区分ごとの国・県の指定等文化財の概要は下記のとおりです（件数は令和 3 年 3 月現在）。

卷末参考資料 1 及び 2 参照

## 有形文化財（建造物）

治承元年（1177 年）頃の建立と伝える高藏寺阿弥陀堂（角田

国指定 22 件、県指定 38 件、国登録 189 件

市／国指定) が県内最古の建造物です。また、桃山期の建造物では大崎八幡宮(仙台市／国指定), 瑞巖寺本堂ほか(松島町／国指定・県指定), 陸奥国分寺薬師堂ほか(仙台市／国指定・県指定) があります。江戸期では、前期の建造物として東照宮(仙台市／国指定・県指定), 圓通院靈屋(松島町／国指定), 熊野新宮社本殿(名取市／県指定), 中期の建造物として鹽竈神社(塩竈市／国指定), 補陀寺六角堂(気仙沼市／県指定) などが指定されています。このほか, 我妻家住宅(蔵王町／国指定), 旧小関家住宅(白石市／県指定) など, 民家や町屋といった住宅の指定・登録があります。

近代に入ると, 旧登米高等尋常小学校校舎(登米市／国指定) に代表される洋風建築, 石井闇門(石巻市／国指定) に代表される土木構造物の指定があります。登録有形文化財は, その多くが近代以降の建造物・土木構造物です。

## 有形文化財(美術工芸品)

絵画は, 中世の仏画のほか, 瑞巖寺の本堂障壁画(松島町／国指定) をはじめとした障壁画が指定されています。このほか, 宮城県美術館が所蔵する近代洋画家・高橋由一の3作品(仙台市／いずれも県指定) も指定されています。

国指定42件, 県指定105件,  
国登録3件

彫刻は, 木造千手觀音坐像(大崎市／国指定) など古代から中世の仏像が指定されています。その多くが木造のなか, 鉄造阿弥陀如来坐像(柴田町／県指定), 銅造阿弥陀如來立像(栗原市／県指定) の指定もあります。また, 近世では唯一, 木造伊達政宗倚像(松島町／県指定) が指定されています。

工芸品としては, 刀剣, 梵鐘, 具足・甲冑, 懸仏のほか, 小紋染胴服と帶(三沢初子所用)(いずれも仙台市／国指定) が指定されています。

書跡典籍では, 史記孝文本紀第十(仙台市／国指定) や紺紙金泥大般若經卷二百九十七(南三陸町／県指定) などの指定があります。このほか, 言海(稿本)や宮城県漁具図解及び略解(いずれも仙台市／県指定) など, 複数の宮城県図書館所蔵貴重資料が文化財に指定されています。

考古資料は, いずれも古代以前の資料で, 塙輪武装男子半身像(多賀城市／国指定) や史跡黃金山產金遺跡出土古瓦(涌谷町／県指定) といった単体資料, 里浜貝塚出土品(多賀城市／国指定), 野川遺跡出土品(仙台市／県指定) といった群資料が指定されています。指定のおよそ半数は東北歴史博物館で所蔵・管理されています。

古文書・古碑は, 多賀城碑(多賀城市／国指定), 伊達家文書(仙台

市／国指定)など6件の指定にとどまります。

歴史資料は、<sup>こんよ</sup>坤輿万国全図(仙台市／国指定)など宮城県図書館所蔵貴重資料12件のほか、慶長遣欧使節関係資料(仙台市／国指定)、仙台藩天文学器機(仙台市／国指定)、国絵図正保年間奥州仙台領絵図(写)(仙台市／県指定)が指定されています。歴史資料では、宮城県図書館所蔵の紙芝居資料と、東北大学所蔵の建築教育・研究資料ほか1件が登録有形文化財として登録されています。

## 無形文化財

無形文化財は、工芸技術として精好仙台平(仙台市／国指定)と<sup>せんたいひら</sup>正藍染(栗原市／県指定)<sup>しょうあいぞめ</sup>、その他として柳生心眼流甲冑術・甲冑柔術(登米市／県指定)が指定され、併せて宮城県在住・所在の保持者・保持団体が認定されています。

国指定1件、県指定2件

## 有形民俗文化財

民俗文化財のうち、有形民俗文化財として福應寺毘沙門堂奉納養蚕信仰絵馬(角田市／国指定)、カマ神(多賀城市・登米市・塩竈市／いずれも県指定)など5件が指定されています。

国指定1件、県指定4件、国登録0件

## 無形民俗文化財

無形民俗文化財では民俗芸能が多く、江島法印神楽(女川町／<sup>えのしま</sup>県指定)などの神楽、富谷の田植踊(富谷市／県指定)などの田植踊、氣仙沼市早稻谷鹿踊(<sup>しおどり</sup>気仙沼市／県指定)などの鹿踊、中新田の虎舞(加美町／県指定)などの虎舞がそれぞれ複数件指定されているほか、小迫の延年(栗原市／国指定)のような古風な舞、寺崎のはねこ踊(石巻市／県指定)のような躍動的な踊りの指定もあります。また、風俗慣習として若宮八幡神社の湯花行事(大崎市／県指定)や船形山神社の梵天ばやい(大和町／県指定)など年中行事などが指定されるほか、入谷の祭りと打囃子(南三陸町／県指定)などは、風俗慣習と民俗芸能の両面から評価がなされています。

国指定7件、県指定49件

## 記念物(史跡)

縄文・弥生期の遺跡として、<sup>だいぎがこい</sup>大木圍貝塚(七ヶ浜町／国指定)や<sup>さんもうがこい</sup>沼津貝塚(石巻市／国指定)など多数の貝塚のほか、山王圍遺跡(栗原市／国指定)や梁瀬浦遺跡(角田市／国指定)など集落遺跡の指定があります。

国指定37件、県指定15件、国登録0件(史跡及び名勝含む)

古墳時代では、雷神山古墳(名取市／国指定)や遠見塚古墳(仙台市／国指定)といった大規模古墳のほか、山畠横穴群(大崎市／国指

定), 台町古墳群(丸森町／県指定), 鷹の巣古墳群(白石市／県指定)など群での古墳も指定されています。また, この時期の集落遺跡として入の沢遺跡(栗原市／国指定)があります。

古代では, 東北地方の政治・軍事・文化の中心であった多賀城跡(多賀城市／国指定)を筆頭に, 伊治城跡(栗原市／国指定)や十三間堂官衙遺跡(亘理町／国指定)などの城柵・官衙, 陸奥国分寺跡(仙台市／国指定)や菜切谷廃寺跡(加美町／県指定)などの附属寺院, 木戸瓦窯跡(大崎市／国指定)や日の出山瓦窯跡(色麻町／国指定)などの瓦生産地が指定されています。

中世以降は, 史跡指定としての数は少ないものの, 岩切城跡(仙台市・利府町／国指定)や仙台城跡(仙台市／国指定)などの城館・城郭, 富沢磨崖仏群(柴田町／県指定)や田東山経塚群(気仙沼市・南三陸町／県指定)といった祭祀信仰地, 出羽仙台街道中山越(大崎市／国指定)や仙台藩花山村寒湯番所跡(栗原市／国指定)などの交通施設, 林子平墓(仙台市／国指定)や旧有壁宿本陣(栗原市／国指定)といった旧宅・旧跡など, その種類は多岐にわたります。

## 記念物（名勝）

自然的名勝としては, 宮城県を代表する景勝地・松島(塩竈市・東松島市・七ヶ浜町・利府町・松島町／国指定)のほか, 秋保大滝(仙台市／国指定)や鳴子峡(大崎市／県指定)などが指定されています。

国指定 6 件, 県指定 2 件, 国登録 0 件

人文的名勝としては, 斎藤氏庭園(石巻市／国指定)と煙雲館庭園(気仙沼市／国指定)といった庭園の指定があります。

このほか, おくのほそ道の風景地(国指定)として, 武隈の松(岩沼市), つゝじが岡及び天神の御社, 木の下及び薬師堂(以上仙台市), 壺碑, 興井, 末の松山(以上多賀城市), 篬が島(塩竈市)が他県の風景地とともに一括で指定されています。

## 記念物（天然記念物）

天然記念物のうち動物では, 陸前江ノ島のウミネコおよびウトウ繁殖地(女川町／国指定), 横山のウグイ生息地(登米市／国指定)といったように, 鳥類・魚類・昆虫などの生息地・繁殖地がエリアとして指定されています。また, 地域を定めない動物の指定があり, 宮城県ではカモシカ, イヌワシ, ヒシクイ, マガツなどの生息が確認されています。

国指定 28 件, 県指定 32 件, 国登録 0 件(地域を定めない動物等は除く)

植物は, 個体指定ではスギの 8 件が最も多く, 次いでイチョウの 6 件が続きます。そのほかにも, 滝前不動のフジ(川崎町／国指定)や嘉右衛門山の逆さケヤキ(白石市／県指定)などの樹種も指

定されています。また、八景島暖地性植物群落（石巻市／国指定）、高蔵寺カヤの群生林（角田市／県指定）といった自生地域の指定もあります。

地質鉱物では、球状閃綠岩（白石市／国指定）などの特異岩石、小原の材木岩（白石市／国指定）のような地層岩体、歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石（南三陸町／国指定）などの化石産地、十八鳴浜及び九九鳴き浜（気仙沼市／国指定）のような堆積現象などが指定されています。

## 文化的景観

文化的景観は、平成16年の文化財保護法改正において文化財の分類に加えられ、文化財保護条例でも同年に保護対象としたのですが、宮城県ではこれまでに国・県ともに選定がありません。

国選定0件、県選定0件

## 伝統的建造物群保存地区

宮城県では、意匠的に優秀な商家町として村田町村田（国選定）が選定されています。

国選定1件

## 保存技術

天然スレートを葺く技術が石盤葺として選定され、宮城県在住の保持者が認定されています。

国選定1件、県選定0件

## 埋蔵文化財

宮城県には、周知の埋蔵文化財包蔵地が約6,300箇所あります。埋蔵文化財包蔵地は、原則的に旧石器時代から中世までは全て対象となっており、近世に属するものについては地域において必要なもの、近現代については地域において特に重要と判断されたものが、その対象となっています。

## 《文化財関係法令指定等以外の保護・顕彰》

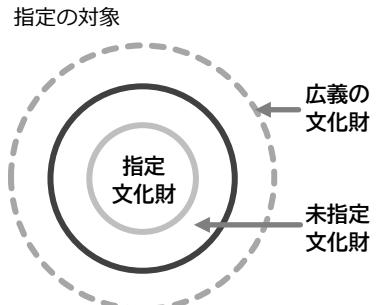
以上の法及び条例による指定等のほかに、宮城県にはユネスコ記載の無形文化遺産や経済産業大臣指定の伝統的工芸品など、国際条約や国内法令などにより保護されているもの、あるいは文化庁選定の歴史の道百選や土木学会選奨の土木遺産など、さまざまなテーマに基づき顕彰されている文化的所産があります。

卷末参考資料3参照

## (2) 課題

### 《方針に関する課題》

- ・文化財の価値付けを個々に行って指定する現行の文化財保護制度は、文化財の保護を保証する上で有効な手段であり、今後も永続的に指定を行っていく必要があります。しかし、文化財行政の施策の対象が指定等文化財とその周辺のごく一部にとどまっている現状であることから、今後は単体での指定のほか、一体的な関係を有する文化的所産を合わせて評価することも重要となります。指定の対象  
文化財の総合的保護施策  
地域計画等策定の必要性
- ・宮城県において、地域的・歴史的な関連性に基づく文化財の一体的・総合的な保護の方策は、先進的な事例に乏しい状況にあるため、法に示された文化財保存活用地域計画や個別の保存活用計画の策定など、各種計画策定の推進と並行し、その考え方を広く共有していく必要があります。
- ・人材不足や業務多忙により、中長期的な保護方針を検討する余裕がなく、場当たり的な対処に陥りやすい傾向があります。目標すべき方向性を明確にし、それを共有するために、域内全体については文化財保存活用地域計画、個々の文化財については保存活用計画の策定が求められます。地域計画策定の現状  
保存活用計画策定の現状
- ・文化財保存活用地域計画の作成は、令和3年3月現在、1町が着手しているにとどまります。宮城県教育委員会は、市町村に対してその必要性を説き、より多くの市町村が作成できるような環境を整えなくてはなりません。地域計画策定の現状
- ・個別の保存活用計画については、記念物が大多数を占め、他分野の策定はほとんどありません。また、保存活用計画のなかには、策定から数十年が経過し、変化する社会状況に合わなくなったりものもあり、現状を踏まえた改定が必要となっています。保存活用計画策定の現状
- ・文化財に関連する計画としては、歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画がありますが、宮城県で策定した市町村はそれぞれ2市町・1市にとどまります。文化財関連計画の現状
- ・「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」「宮城県生物多様性地域戦略」など、文化財と綿密な関係性を持つ他の方針や計画との整合性や連携を強固にする必要があります。関係する各種方針及び計画



## 《条例に関する課題》

- ・県条例は、昭和 50 年 9 月 30 日府保第 190 号各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について」をベースに施行されています。宮城県教育委員会では、文化財保護法が改正されるごとに見直してきましたが、今後も宮城県における文化財の保存と活用の実情やその方向性を整理したうえで、条例改正の検討を進める必要があります。条例の施行及び改正
- ・県条例による保護の手段は指定のみとなっており、未指定を含めた文化財を広く普及啓発する規定がありません。直ちには難しくとも、それを補完する普及啓発制度の創設も検討することが求められます。条例で規定する保護対象
- ・このほか、県条例における課題としては、現行法令にある現状変更の停止命令や意見具申の制度が明文化されていないことや、伝統的建造物群保存地区の選定と県の登録制度導入の是非が議論されていないことなどが挙げられます。県条例の具体的課題
- ・宮城県では、すべての市町村において文化財保護条例が制定されています。仙台市・名取市では登録制度が導入されるなど一部で先進的事例もみられますが、総体として県条例と同様の課題が認められるため、宮城県教育委員会と情報共有を図りながら、適切な改正に向けて検討を進めが必要です。市町村条例の課題

## 《指定に関する課題》

- ・宮城県指定等文化財件数を全国平均と比較すると、その数が上回るものは無形民俗文化財のみであり、有形民俗文化財や美術工芸品、史跡などはその半数にとどまります。件数の多寡のみでその地域の歴史文化水準を語ることはできませんが、域内の多様性を示し、その価値を広く共有する上で指定文化財は大きな役割を果たすことから、今後は特に指定数の少ない地域・分野を重点的に調査・指定し、一つでも多くの文化財の保護を図っていく必要があります。指定等文化財の件数  
卷末参考資料 2 参照、次項も同様
- ・件数のみならず、指定等文化財の分野に著しく偏りがあることも否めません。個々の指定等文化財を解説することで、宮指定等文化財分野の偏り

城県の多様な歴史文化、地域的な特徴を示すことができるよう、指定やその調査を推進することが求められます。

- ・市町村においても、指定文化財の絶対数が少ない、文化財の数が多くとも分野に偏りがある、指定のない文化財分野があるなどの課題があり、宮城県教育委員会としては個々の状況に応じた助言・指導をしていく必要があります。市町村指定等文化財  
卷末参考資料1参照
- ・市町村文化財主管課を対象としたアンケートでは、有形文化財（美術工芸品）や有形民俗文化財の指定が不足していると感じている市町村が多く、一部では、何が不足しているのかも分からぬという意見も確認されます。これらの理由としては、人員不足と予算不足が挙げられています。市町村意識調査
- ・合併を経た市町村においては、地域により市町村指定の方向性が異なる例もあり、バランスの調整が懸案となっています。合併市町村の指定等文化財
- ・市町村においては定期的な市町村指定が滞っている例がみられ、なかには40年以上新たな文化財指定がされていないところもあります。指定等の停滞
- ・宮城県指定文化財の指定方針については、適宜、宮城県文化財保護審議会にて議論していますが、今後はその方針を広く伝達し、客観的で県民にもわかりやすい指定を行うことが求められます。また、指定にあたっては、制度上は所有者の同意のみとなっており、運用上申請書を提出することとしています。地域の意識が高まるよう、各市町村からの意見具申などの制度化を検討する必要があります。県の指定方針及び手続き

## 2 文化財の保存・活用体制

### (1) 概況

#### 《県（宮城県教育委員会）》

##### 都道府県の役割

法第3条では「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化などの正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」としています。また、指定等文化財に関する各手続きについても、法及び県条例の規定により市町村が受理したものを、意見書を添えて国に送付し、また国が通知したものを市町村経由で所有者に伝達することになっています。

法第188条、県条例第51条、  
県条例施行規則第43条の規定  
による。

即ち、都道府県は、国との調整や市町村及び所有者に対する支援を行い、さらには各市町村間の架橋として広域的な文化財の保存と活用を行う立場にあります。

##### 文化財主管課及び関係組織

宮城県では、昭和23年以降、教育委員会にて文化財保護の業務を担当しています。現在は文化財課（平成30年4月に文化財保護課から課名変更）が主務課となり、所管する多賀城跡調査研究所（昭和44年開設）と東北歴史博物館（昭和49年に東北歴史資料館として開館後、平成11年に開館）とともに文化財の保存・活用事業を実施しています。

##### 指定等文化財を管理・所管する宮城県の組織

指定等文化財の保存・活用を行っている宮城県の組織は表のとおりで、件数としては宮城県図書館が最多く、次いで東北歴史博物館が続きます。

また、特別名勝松島の管理団体として、宮城県教育委員会ではその管理を適切に行うために、昭和51年3月に保存管理計画を策定し、その後概ね10年をめどに内容の見直し、これまで昭和60年、平成10年、平成22年に改定を行っています。

表4 宮城県所有・管理の指定等文化財

東北歴史博物館	国指定：白長覆輪太刀〔工芸品〕，埴輪武装男子半身像，硬玉製有孔玉器，硬玉製磨製石斧，宮城県田柄貝塚出土品，宮城県里浜貝塚出土品〔以上，考古資料〕 県指定：今野家住宅母屋及び中門〔建造物〕，遮光器土偶，顔面付き角製簪，角偶〔以上，考古資料〕，カマ神〔有形民俗〕
多賀城跡調査研究所	国指定：多賀城跡附寺跡〔史跡【調査・整備】〕 県指定：多賀城跡出土木簡，多賀城跡出土漆紙文書〔以上，古文書〕
宮城県図書館	国指定：坤輿万国全図(版本)，陸奥國仙台領元禄国絵図関係資料〔以上，歴史資料〕 県指定：観文禽譜(稿本)・禽譜(稿本)，魚蟲譜(写本)，關算四傳書(写本)，貞觀政要(伏見版)，光悅謡本一百番(特製本)，生計纂要(稿本)，三航蝦夷日誌(稿本)，北海道風土記(稿本)附北海道風土記(草稿)・附琉球新誌・附小笠原新誌，言海(稿本)，皇国地誌，朝鮮古刊本，環海異聞(写本)，金城秘韻(写本)，英文翻訳彼理日本紀行(稿本)，奥州名所図会(自筆稿本)，熟語本位英和大辞典(自筆原稿)，宮城県漁具図解及び略解，奥羽觀蹟聞老志，風土記御用書出〔以上，書跡典籍〕，仙台城下絵図，仙台城絵図，仙台別業・江戸屋敷等絵図，城・要害・在郷屋敷絵図，領内図，飛地領絵図，蝦夷地関係絵図，境絵図，伊能図(中図)附北極出地度里程測量(写本)，仙台祭絵関係資料〔以上，歴史資料〕
宮城県美術館	国登録：紙芝居資料〔歴史資料〕 県指定：松島五大堂図，松島図，宮城県庁門前図〔以上，絵画〕
その他	国指定：松島〔名勝【管理(文化財課)】〕 県指定：宮城県知事公館正門(旧仙台城門)〔建造物【管理(秘書課)】〕

## 文化財保護審議会

宮城県の文化財保護審議会は法第190条に基づいて設置しており、令和3年3月現在、文化財各分野の学識経験者11名の委員で構成されています。県条例の規定に基づき、審議会では、教育委員会からの諮問により文化財の指定や現状変更などにかかる審議を行い、その是非について答申します。このほか、県条例に明確な規定はありませんが、宮城県教育委員会が行う文

化財の保存や活用の事業に対し、意見を求める場となっています。

また、審議会の部会として、特別名勝松島に関する重要事項などについて調査・審議するための松島部会を設置しています。当部会では、特別名勝松島における現状変更申請に関する可否の判断、適切な保存管理を図るために検討・調査などを行っています。

このほか、多賀城跡調査研究所では発掘調査、環境整備などの事業実施に対して専門的見地から指導助言を行う機関として多賀城跡調査研究委員会が組織され、特別史跡多賀城跡附寺跡の調査研究や保存・活用に関する審議が、東北歴史博物館では東北歴史博物館協議会と資料収集専門部会が組織され、指定文化財の活用及び各種文化財（博物館資料）の収集に関する審議が行われています。

### **宮城県文化財保護指導員**

宮城県教育委員会では、法第191条の規定に基づき、文化財の実態を把握し、もって文化財の適正な管理に資するため、宮城県文化財保護指導員を設置しています。指導員は、①国指定の重要文化財（建造物）・史跡・名勝・天然記念物及び重要な埋蔵文化財包蔵地（重要遺跡）のパトロールを行い、その状況を報告、②文化財等の保護に関する指導及び助言、③その他文化財等の愛護に関する啓蒙活動に協力することとし、いわゆる平成の大合併前の旧市町村及び仙台市の区ごと計72名に依頼の上、実施しています。

また、このほか、特別天然記念物カモシカの保護地域におけるカモシカの生息動向、生息環境及び食害発生状況などを調査するため、調査員として保護地域内市町の計17名、統括責任者として専門指導員3名を任用し、調査を依頼しています。

### **《市町村》**

#### **市町村の役割**

指定等文化財に関する各手続きについては、法及び県条例の規定により市町村が受理・送付・伝達することとなっており、文化財の所有者・管理者などにとって最も身近な相談窓口として、市町村は重要な役割を担っています。

法第188条、県条例第51条、  
県条例施行規則第43条の規定  
による。

## 市町村の体制

県内 35 市町村では、いずれも教育委員会に文化財担当課を置き、文化財保護行政業務にあたっています。文化財担当職員の配置は市町村で異なり、10 名を超える市もあれば、1 名で業務を担当する市町村もあります。文化財の専門職は 27 市町に在籍し、多くは考古学の知識を有する埋蔵文化財専門職員です。また、市町村所在の文化財の数や特性に応じて、建築史学、美術史学、民俗学などの専門職員も在籍しています。

卷末参考資料4参照

域内の文化財の保存と活用について意見をうかがう文化財保護審議会及びそれに相当するものは、すべての市町村で組織されており、3～12 名の委員で構成されています。

## 《所有者等》

所有者等は、法令により文化財の保存と可能な限りの公開が求められています。その管理などは負担が大きいことから、保存や活用に際して行政からの補助や技術的指導を受けることができます。

また、宮城県内には、所有者相互の連携団体として、文化財を所有する個人法人による宮城県文化財所有者連絡協議会、史跡などを管理する市町村による宮城県史跡整備市町村協議会が組織されています。前者は公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟、後者は全国史跡整備市町村協議会及び東北地区協議会と、いずれも全国組織の地区連盟及び地区協議会の位置づけとなっています。

博物館等関係では、宮城県内博物館等の相互の連絡をはかり、活動振興と文化向上を目的に宮城県博物館等連絡協議会が組織されており、現在 79 館が加盟しています。

## 《その他団体》

資料保全活動を行う NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク、ヘリテージマネージャー事業を展開する一般社団法人宮城県建築士会、宮城県文化財友の会など、宮城県には文化財を保存・活用する団体が複数組織されています。

また、宮城県には文化財にかかる多様な学術団体もあります。

### ヘリテージマネージャー

地域の歴史的建造物を発見、保存、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材で、宮城県では平成 26 年から一般社団法人宮城県建築士会と県教育委員会の協働により、その育成が開始。

## (2) 課題

### 《人材に関する課題》

- ・都道府県や市町村においては、文化財の専門的な知見に基づいた行政判断が求められますが、宮城県市町村ではそのための人材が十分に配置されているとはいえません。行政の文化財担当者不足
- ・宮城県教育委員会には常時複数人の専門職員が配置されていますが、すべての文化財分野を網羅できているとはいえない、手薄な分野の専門的知見を深化させてゆく必要があります。また、専門的な業務は属人的になりやすいため、組織として恒久的に安定した専門性を担保していく必要があります。県における安定的な人材配置
- ・市町村の場合、埋蔵文化財分野は比較的充実していますが、その他の分野については市町村により偏りがあります。開発に対応する埋蔵文化財専門職員の継続的な配置はもちろんのこと、市町村の特質に合わせた、他分野の専門職員の配置が求められています。市町村の特質に合わせた人材配置

### 《連携に関する課題》

- ・専門職員が十分に配置できていない分野については、文化財保護審議会委員や学術・研究機関との連携により知見を担保できている例もありますが、永続的な体制整備までには及んでいません。なお、宮城県教育委員会としては、所有者や市町村からの相談を受ける準備はあるものの、そのニーズについて網羅的な把握には至っていない状況にあります。専門知識を有する人材の連携
- ・市町村で不足する専門分野については、宮城県教育委員会が協力することとなります。隣接あるいは関係市町村間で広域的な連携を取ることも選択されます。一部市町村間ではその連携体制整備の動きが認められるものの、未だ十分とはいえない。このような連携体制を継続的なものにしていくためには、属人的ではなく、組織的な業務連携となるよう意識する必要があります。市町村間の連携
- ・文化財を永続的に保護していくためには、文化財所有者の理解と協力が欠かせません。そのため、これまで以上に文化財所有者の様々な悩みを共有し、解決していくための場が求められます。今後は総合的な協議会のみならず、文化財分野ご文化財所有者との連携

とや関連文化財ごとなど、それぞれの特性に応じた連携・共有のあり方を模索してゆくことが必要です。

- ・文化財の保存と活用にあたっては、民間支援団体の活動が大きな力になります。しかしながら、宮城県における民間支援団体の数は全国に比してけっして多くないことから、宮城県教育委員会や市町村はこのような団体の活動を積極的に支援するとともに、これらと連携・協働する機会を創出することが求められます。

民間支援団体との連携

### 3 文化財の調査

#### (1) 概況

##### 《悉皆調査》

宮城県教育委員会では、文化財の散逸を防ぐとともに後世に伝えるために必要な基礎資料を作成することを目的に、文化財の総合調査（悉皆調査）を適宜実施しています。

まず、昭和30～50年代にかけて、分野ごとの「宮城県文化財目録」を適宜刊行してきました。さらに、昭和52年度と昭和58年度には「宮城の文化財基本調査」を実施し、未指定文化財を含めた実態把握調査を実施しました。

また、文化庁が補助事業として実施する分野ごとの全国調査にかかり、宮城県のとりまとめを実施しています。さらに、これら全国調査を補完するものとして、東北歴史博物館の前身である東北歴史資料館において、文書資料や生活技術など、全県的な調査も実施しています。

このほか、文化財主管課以外では、宮城県水産試験場（現・宮城県水産技術総合センター）にて昭和63年から平成9年にかけて、伝統的漁具漁法の調査を実施しました。

市町村においては、管内の文化財について悉皆的な所在調査を実施している例があります。

本項の刊行物については、参考資料5参照

「宮城県の伝統的漁具漁法（1）～（10）」（宮城県水産試験場、宮城県）

##### 《個別文化財の調査》

宮城県教育委員会では、文化財の県指定に供する調査として、その価値を深める個別調査を隨時実施しています。

また、多賀城跡調査研究所では、特別史跡多賀城跡附寺跡の指定地内や多賀城に関連する遺跡において、中長期計画に基づき、学術調査を実施しています。

##### 《資料収集展示に供する調査》

東北歴史博物館では、資料収集あるいは展示にあたり、隨時調査を実施しています。また、歴史・考古・民俗・美術工芸・建造物・保存科学の各分野の調査事業として、計画的な調査も行っており、その一部成果については研究紀要にて報告を行っ

ています。

文化財主管課以外では、宮城県図書館における所蔵郷土資料の目録を作成しています。

このほか、市町村立博物館等施設においても同様に、資料収集展示や調査を実施しています。

## 《埋蔵文化財調査》

開発にともなう発掘調査は、基本的に市町村の文化財主管課が調査主体となって実施しています。宮城県教育委員会では、必要に応じて市町村の調査に対する指導や協力をに行っており、特に国等が実施する大規模事業に関連する発掘調査については、市町村の過度な負担になると判断された場合に主体となって実施しています。

また、宮城県教育委員会では、記録保存のための発掘調査における基本理念や調査方法の原則を示し、それに基づいた作業工程とその目的・意義等の基本的事項を明らかにした「宮城県埋蔵文化財発掘調査標準」(平成31年4月)を策定しています。

## (2) 課題

### 《人材に関する課題》

- ・文化財としての価値を高めるためには学術的な調査が必要ですが、行政においては日常業務の多さ、専門職員の少なさゆえ、これらが後回しになってしまう傾向が見受けられます。今後はより積極的に県の専門職員、文化財保護審議会の委員、大学等の人材を活用しながら調査を実施し、文化財としての価値を高めてゆくことが求められます。調査にかかる人材
- ・行政目的で行う埋蔵文化財調査には、開発にともない、どうしても現状保存ができない埋蔵文化財の記録保存を目的に実施するものと、現状保存を前提に保護・活用を進めるために実施するものなどがあります。これらを適正かつ円滑に実施する体制構築には、十分な資質と能力を備えた埋蔵文化財専門職員の配置と育成が必須であり、調査支援・研修・会議などをとおして宮城県教育委員会と市町村が協力・連携しながら人材育成の取組を推進する必要があります。埋蔵文化財専門職員の育成

## 《認識に関する課題》

- ・未調査あるいは不十分と思われる分野の調査を実施するためには、既存の調査成果を整理し、把握しておく必要があります。合併などによって過去の調査報告書が散逸している例や、市町村の教育委員会以外の手による調査成果が十分に把握されていない例が生じています。これらの課題を一体的に解決するためにも、総合的なデータベースの整備が課題となっています。調査成果データの整理
- ・特に個人所有の文化財においては、代替わりなどで過去に行われた調査の成果が引き継がれず、人知れず散逸したり、取り壊されたりする例も見受けられます。調査成果を所有者に伝えてゆくための普及啓発などの取組も重要になってきます。所有者との調査成果の共有
- ・近年の文化財指定対象の拡大に対応して、文化的景観にいう構成要素、近現代の建造物や歴史資料などについても調査し、価値付けしてゆくことが求められていますが、未だ文化財としての認識が浸透していません。拡大する文化財の対象  
左記ほか、土木遺産や震災遺構、戦争遺跡など。
- ・埋蔵文化財はその多くが土中にあり、一見しただけでは価値がわかりにくいものです。行政目的で行う埋蔵文化財調査は、その必要性や現状保存に対する開発事業者の理解、保護・活用に対する地域の人々の参加・協力などが必要不可欠です。発掘調査の実施にあたっては、地域住民に対して十分に説明するとともに、刊行物・展示・ウェブサイトなど様々な手法を用いて、調査成果をわかりやすく公開・発信し、地域の魅力を高める歴史的資産としての価値付けを正しく行う取組が求められます。埋蔵文化財の地域理解

## 4 文化財の管理・防災

### (1) 概況

#### 《維持管理》

文化財における日常的な維持管理は、所有者、管理団体、保持者、保護団体などが行っています。有形文化財（建造物）や伝統的建造物群保存地区における清掃や小修繕、有形文化財（美術工芸品）や有形民俗文化財における収蔵環境管理（防カビ・防湿）、無形民俗文化財における衣装や道具のメンテナンス、史跡・名勝・天然記念物における清掃や樹木剪定などがそれにあたります。

所有者等にとっては、このような定期的な維持管理の負担が大きいことから、宮城県では個人・法人所有の重要文化財（建造物）、史跡、名勝の防災設備点検、小修理（除雪など含む）、環境保全などに対し、その経費の一部を補助する事業を実施しています。さらに、一部の市町村では、県及び市町村指定の有形文化財（建造物）などの管理に対しても補助を実施している例もあります。

また、文化財は所有者のみで管理できるものではありません。宮城県教育委員会では、前述のとおり、文化財の適正な管理に資するべく、宮城県文化財保護地区指導員を設置して文化財の管理状況のパトロールを行っています。

このほか、文化財の管理が困難な場合は、法令に基づく管理責任者・管理団体の選定・指定、さらには公有化や寄贈・寄託など、所有の在り方を含めた管理方法が検討されます。



特別史跡多賀城跡附寺跡の除草

P21 参照

#### 《防災対策と設備設置状況》

文化財の管理では、非常時の備えとして防火・防犯体制も重要なとなります。

消防法では重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡もしくは重要な文化財として指定、又は重要美術品として認定された建造物は防火対象物と規定し、原則として、規模にかかわらず消火器又は簡易消火用具及び自動火災報知設備を設置しなければならず、さらに一定の用途に供される場合は、その用途や規模などに応じて対策を講じることになっています。また、文化財等が収蔵される博物館や美術館のうち、一定規模以上の施設に



防火設備（放水銃）

おいては消火設備や自動火災報知設備の設置が義務付けられています。

これら防火対策に関連して、平成 31 年 4 月のノートルダム寺院火災や令和元年 10 月の首里城跡火災を受け、文化庁では総合的な防火対策に資するガイドラインを作成するとともに、世界遺産又は国宝（建造物）や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館など、世界遺産となっている史跡などに所在する建造物について、総合的かつ計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」の策定を推進しています。

このほか、近年その重要性が高まっている防犯設備については、特に敷地の広い寺院や神社などの有形文化財を有する法人、公共施設などで導入が進んでいます。また、これら人為的なヴァンダリズム（破壊・損傷・落書きなど歴史遺産破壊行動）対策のほか、ハクビシンやキツツキなどによる鳥獣害、シロアリや腐朽菌などによる虫害、地震や風水害などの自然災害など、リスクを評価した上での防災対策が行われています。これら保存環境の保全対策として、防護ネット設置や危険木伐採などの危険因子の忌避や除去、耐震診断及び耐震対策などが補助事業として実施されることもあります。



自然災害

（東日本大震災津波被害）

## 《非常時対応の体制》

文化財の多くは地域活動の中で防火体制を整えており、毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに合わせて防火訓練を実施しています。

東日本大震災での対応については、「東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（中間報告）」でまとめたとおりで、被災地の状況に鑑みながら被災自治体との連絡や現地調査を開始し、可能な範囲で文化財の被災状況の把握・情報収集に努めました。そして、国に対して全面的な支援を要請し、文化庁が主導する文化財レスキュー事業・ドクター派遣事業などがいち早く立ち上がったことから、宮城県でも文化財の保護活動の体制を整え、国とともに被災文化財等の救援を行いました。さらに、被災文化財レスキュー事業の現地本部解散後は、同事業に関係した県・市町の教育委員会及び博物館、文化財関係機関など、合わせて 21 機関（最終的には 30 機関が参加）で宮城県被災文化財等保全連絡会議を立ち上げ、行政や組織の枠を越

### 文化財防火デー

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災を契機として制定。

### 東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（中間報告）

平成 29 年 12 月 / 宮城県教育委員会刊行

### 文化財レスキュー事業

被災した動産文化財（美術工芸品等）を緊急に保全するとともに、建物等去などに伴う文化財の破棄・散逸を防止することを目的に実施。

### 文化財ドクター派遣事業

被災した文化財建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援を実施。

えて、国と連携を取りながら被災文化財の保全活動にあたりました。

東日本大震災以降の大規模自然災害においても、「宮城県地域防災計画」やこの東日本大震災の経験をもとに、被災自治体との連絡や現地調査を実施することとしています。

また、NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワークによる資料保全事業や、一般社団法人宮城県建築士会によるヘリテージマネージャー事業では、いずれも非常時救援を意識した活動が繰り広げられています。そのほかにも、非常時のための広域的な取組として、独立行政法人国立文化財機構による「文化財防災ネットワーク推進事業」では、文化財関連組織との幅広い情報共有が図られ、令和 2 年 10 月には文化財防災センターの開設に至っています。

#### 文化財防災ネットワーク推進事業／文化財防災センター

文化財防災ネットワーク推進事業とは、独立行政法人国立文化財機構を中心に、文化財の防災に関する全国的なネットワークを構築することを目的とした事業。機構のほか、国内の博物館・美術館・図書館・文書館等で組織される団体や地域史料ネットワーク、各種学会等の参画を得、連携体制の確立と強化に努めている。文化財能才センターは、この成果を基盤とし、恒常的な組織として国立文化財機構内に設立された。

## (2) 課題

### 《体制に関する課題》

- ・これまで地域によって管理ができていた文化財も、近年加速傾向のある少子高齢化や地域社会の変化によって、十分な管理ができなくなった例もあります。また、このような社会状況のなかでも管理されてきた文化財が、東日本大震災にて決定的なダメージを受け、管理継続が困難になった例もあります。社会状況の変化と管理体制
- ・管理の難しくなった個人法人所有の美術工芸品や民俗資料などは、公的機関が寄贈・寄託を受けて管理することも選択されますが、一部でその価値が明確にされないまま保管され、適切に管理されていない例も見受けられます。公的機関での管理
- ・文化財の管理においては、所有者及び管理者がその主体となるますが、すべてをその主体が負うことで管理などが立ちゆかなくなる例も見受けられます。今後は、特に地域住民の理解に基づき、地域総がかりで管理していく体制づくりが求められます。所有者が負う過大な管理責任
- ・東日本大震災の対応は、間違いなくその後の文化財保存及び活用に活きています。しかし、経験のみに頼る部分も多く、体制整備という意味においては他の都道府県に比べて進んでいるとは言えません。経験に頼る管理

- ・災害時の支援体制やマニュアルなど、個々の文化財ごとに非常時の対応策整備が必要です。ただし、こうした想定に基づいた対応策は、抽象化・標準化するきらいがあるため、より実効性の高い手法を個々に検討しなければなりません。対応マニュアルの在り方
- ・マニュアル整備の必要性が問われるのは、文化財保護行政において一部で専門性を求められることも要因の一つです。非常時には専門性を有しない職員でも対応できるよう、連絡網整備や個々の対応についてはやはり明文化する必要があります。誰でも対応できる体制整備

## 《施設・設備に関する課題》

- ・消防法の規定に基づき、宮城県の国宝・重要文化財などでは必要な防災設備を設置しているところですが、他方、県指定文化財での設置率は5割程度にとどまっています。消防法対象外の文化財
- ・ハード面の課題として、資料の収蔵施設が各地で不足していることが挙げられます。その結果として、保存環境が整っていない場所での仮保管が続いたり、受け入れ制限を余儀なくされたりしている施設もあります。やむを得ず仮保管をする場合には、十分な管理維持体制を整備する必要があります。収蔵施設の不足
- ・防災設備については、設置率を高めていく必要があります。ただし、やみくもに設備を充実させるのではなく、文化財の管理体制や置かれている環境を理解したうえで現状のリスクを適切に評価することが肝要となります。こうしたリスク管理を継続的に実施し、また、コーディネートする人材が不足していることも課題となっています。リスクの理解と設備設置
- ・管理にあたっては、日常的・定期的に管理経費が必要となります、特に個人所有の場合は費用の負担が問題となっています。管理経費の負担
- ・防災設備が設置済みの文化財においても、一部で機器の経年劣化や、新しい規格の機器交換が及んでいない例が確認されます。防災設備の劣化・型式失効
- ・建造物においては、耐震対策の遅れが認められます。また、美術工芸品などの動産文化財においては、防犯設備が十分でない例も確認されます。設備対策の遅れ

## 《社会・環境に関する課題》

- ・昨今は、過失による文化財の破損のみならず、人為的・意図的に文化財を破壊する行為が目立ちます。今後は、所有者・管理者等が管理体制を一層強化するとともに、文化財の価値をより広く、そして深く県民に普及啓発することが求められています。管理体制強化の必要性
- ・防災対策の実施にあたっては、都市部の延焼の危険性が高い環境にあるもの、逆に山間部の緊急車両が近づけない環境にあるものなど、それぞれの文化財の周辺環境を踏まえた検討が必要となっています。周辺環境を踏まえた防災対策
- ・急傾斜を有する史跡、延焼の危険性のある木造建造物、枝折れ・倒木が懸念される天然記念物（植物）、さらには天然記念物（動物）による傷害など、文化財が社会的な危険因子となる例があり、都市及び自然環境の観点から防災を考えることも必要です。危険因子としての文化財
- ・急激な自然環境の変化や気候変動により、これまでに経験のない大規模自然災害が増加しています。未知なるリスクを過小評価せず、被災を前提としたリスクマネジメントが重要です。急激な自然環境の変化

## 5 文化財の保存・継承

### (1) 概況

#### 《保存修理》

文化財の保存修理は、維持管理と同様、所有者や管理団体が行います。有形文化財（建造物）では一定周期による植物性屋根の葺替えや修理、有形文化財（美術工芸品）や有形民俗文化財では経年や環境変化に伴う劣化を抑える修理、史跡や名勝の保存のための環境保全、天然記念物の樹勢回復などがそれにあたります。なお、これら保存修理が維持管理と大きく異なるのは、より慎重な材料の選定や工法の選択、専門的な見地からの技術的指導が求められることです。このため、所有者等にとって、保存修理は管理以上に財政的負担が大きいことから、事業実施にあたっては経費の一部に公的補助をすることがあります。



茅葺屋根の葺替え

#### 《収蔵管理》

美術工芸品や有形民俗文化財などの資料のうち、博物館などで収蔵管理されているものは、資料にとって適切な温度・湿度が保たれています。また、前室を設け、入室時には靴を履きかえ、粘着トラップによる虫の捕獲調査や粘着シートを使用するなどして外気や虫・カビが侵入する機会を減らすとともに、職員が定期的に資料の状態を目視で確認しています。さらには、必要に応じて燻蒸を行い、徹底した保存が行われています。

#### 《継承活動》

伝統工芸技術などの無形文化財、民俗芸能や風俗慣習などの無形民俗文化財は、いずれも人から人へと受け継がれてきたものです。これらは、時代によりある程度変化しながらも、保持者・保護団体により継承されています。今後もそれらの活動を続けていくことが文化財の保存継承につながります。

こうした活動のための後継者育成や道具の整備においては、県や市町村がその一部の費用を補助することができます。



民俗芸能の練習

## (2) 課題

### 《体制に関する課題》

- ・文化財の保存・継承においては、所有者及び管理者がその主体となります。すべてをその主体が負うことで保存・継承が立ちゆかなくなる例も見受けられます。今後は、特に地域住民の理解に基づき、地域総がかりでの体制づくりが求められます。地域の理解
- ・文化財の保存修理機会が少なくなることで、その地域に修理技術を有する技術者が少なくなり、いわばかかりつけ医のいない状況に陥っています。定期的な保守点検を実施しながら、修理技術者とのより深い関係を構築していくことも求められています。定期的・継続的な保存修理

### 《財源に関する課題》

- ・保存修理は莫大な費用がかかるため、財源の問題が常に付きまといます。特に個人所有の文化財に関しては、自治体が積極的に補助していく姿勢が求められます。保存修理への公的補助
- ・その一方で自治体の財源には限りがあるため、民間団体の助成を積極的に活用し、自主的に財源を獲得する姿勢も求められます。こうした助成金など獲得のためには、既存の修理・調査記録がされて、その文化財的価値がアピールできることが重要になります。財源確保のための努力
- ・日常的な維持管理が十分に行われないことで、周期的な保存修理費用が余計にかかってしまうことがあります。中長期的な視点に立ち、費用が最小となる方法を検討することが肝要です。修理周期の理解
- ・中長期的な活用の方向性が定まらないため修理の程度を決めることができず、財源の確保に至らない例も見受けられます。活用から判断する修理手法

### 《社会・環境に関する課題》

- ・博物館では、資料ごとの特性に合わせた保存環境が求められます。しかし、施設の老朽化やスペースの問題があり、一部収蔵環境の老朽化など

では適切な保存環境下にない資料が認められます。

- ・博物館など収蔵施設のない市町村では、やむを得ず環境の良くない条件下で保存されている資料もあります。今後は、限りある財源のなかで、資料を収蔵する新しい設備を導入するだけでなく、現在ある空間・施設を活用して、より安全に文化財を保管できる環境を模索することも検討が求められます。代替施設での資料保存
- ・無形文化財や無形民俗文化財では、継承者や担い手の不足により、その多くの伝承基盤が弱体化しています。また、特に民俗芸能では、後継者がいても各個人の生活環境が変わったことで演技などの練習を行うことが困難となり、活動が停滞する例も見られます。無形民俗文化財の伝承基盤
- ・無形文化財や無形民俗文化財には、それぞれの文化財そのものの変化と、伝承基盤の変化がつきものであり、それら変化をある程度許容しながら継承することとなります。前述のように、致命的な弱体化にまで至っていない保持者・保護団体においても、その許容範囲が共有されていないことで問題が複雑化する例もみられます。変化を許容するということ
- ・近年の気候変動と大規模自然災害により、これまで正常だった天然記念物の樹勢が突如悪化する例が見られます。特に、これまでほとんど管理を必要としなかったものについては、その保全に関するノウハウの蓄積がなく、費用面を含めて危機的な状況に陥ることもあります。植物生育状況の急激な悪化

## 6 文化財の活用・普及啓発

### (1) 概況

#### 《文化財の公開及び上演・史跡等整備》

文化財保護法において、文化財の所有者・関係者は「できるだけこれを公開するなどその文化的活用に努めなければならぬ」としております。可能な範囲で公開活用を行うこととしています。行政あるいは大学など教育機関が所有・管理する文化財は、一定の公開活用が大前提となっていますが、個人・法人が所有・管理する文化財の場合は、それぞれの生活や信仰とのバランスを考慮しながら、求めに応じた公開活用が行われています。

文化財保護法第4条第2項

宮城県教育委員会では、これら所有者等が行う活用に対して支援を行うほか、多賀城跡調査研究所による特別史跡多賀城跡附寺跡の環境整備を継続的に実施し、史跡来場者への理解促進を図っています。さらに、多賀城跡に隣接する東北歴史博物館では、地域の歴史を体感できる博物館として展示公開、体験プログラム、講座講演会を積極的に実施しています。

このほか、文化財を所有する県の施設としては、宮城県美術館と宮城県図書館があり、いずれも国・県指定の有形文化財の保存・活用を行っています。また、宮城県指定有形文化財仙台城門は、知事公館の門として一般に開放されています。

無形民俗文化財については、北海道・東北の7道県にて各地区内に伝承されている民俗芸能を一般に公開するとともに、無形民俗文化財の保存・伝承及び文化財の公開による地域振興などに寄与することを目的として「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」を毎年実施しています。同じく、市町村においても無形民俗文化財の上演支援の一環として民俗芸能大会を開催しています。

史跡や名勝では、前述の多賀城跡調査研究所による多賀城跡整備のほかにも、史跡陸奥国分寺跡（仙台市）や雷神山古墳（名取市）など、市町村による整備活用が各地で進められています。



民俗芸能大会

#### 《生涯学習》

市町村の文化財部局や資料館などにおいては、より地域に近い存在として、文化財の積極的な普及啓発が行われています。特に、ガイドボランティアの養成や活動支援など、宮城県教育

委員会と比して地域と密着した生涯学習支援が行われています。

地底の森ミュージアム（仙台市）では、考古学に关心を寄せる市民を対象に、文化財研究員として1年間の活動支援を実施しています。研究員は、個々のテーマにもとづいた自主的な研究活動を行い、その成果を活動報告書としてまとめています。

## 《学校教育》

現行の学習指導要領では、小学校の「社会」、中学校の「社会」と「美術」、高等学校の「地理歴史」と「芸術」に文化財の活用・連携が明記され、県内各学校においても校外学習や地域学習、そして専門家による出前授業などが実施されています。

また、東北歴史博物館では、平成20年度に博学連携事業として「宮城の餅食文化」の調査事業を行い、多賀城市立城南小学校及び白石市立深谷小学校の児童による聞き書き調査や稻作・畑作体験、両校の交換会などを実施しました。

## 《情報発信》

宮城県教育委員会では、宮城県の指定等文化財について、ウェブサイトで個別紹介し、また、分野別にまとめた『宮城県の文化財』を普及図書として刊行しています。

市町村においても、同様の手法により域内の文化財紹介を行っているほか、合戦原遺跡線刻壁画をモチーフにしたキャラクターグッズ（山元町）、大木圓貝塚出土縄文土器デザインの野帳（七ヶ浜町）などの製作・販売例があります。



キャラクターグッズ

## 《複合的展開》

宮城県教育委員会では、文化財の活用と普及啓発を行う組織として、宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会と「伊達」な文化魅力発信推進事業実行委員会を組織しています。前者は無形文化財・無形民俗文化財・工芸技術の後継者育成に併せた普及啓発（シンポジウムや体験イベントの実施）、後者は日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の情報発信（パンフレット作製やSNS発信）、人材育成（ボランティア育成）、普及啓発（ワークシート作成など）、公開活用のための整備（解説

### 日本遺産

文化庁が認定する、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリー。単一の市町村内で完結する「地域型」と、複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型（ネットワーク型）」の2種類がある。

板設置など)を行っています。

市町村連携による活用及び普及啓発では、シリアル型の日本遺産として、宮城県教育委員会が事務局となっている前述の「政宗が育んだ“伊達”な文化」(宮城県・仙台市・多賀城市・塩竈市・松島町)以外にも、「みちのく GOLD 浪漫—黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどるー」(気仙沼市・南三陸町・涌谷町・岩手県平泉町・岩手県陸前高田市)が認定されています。

このほか、春日パーキングエリア歴史体験まつり(多賀城市・塩竈市・東松島市・七ヶ浜町・松島町・利府町)、松島湾三町文化財展(七ヶ浜町・松島町・利府町)、北部管内文化財パネル展(大崎市・栗原市・加美町・色麻町・涌谷町・美里町)など、市町村の連携協力による普及啓発事業が展開されています。



春日PA歴史体験まつり

## 《発掘調査の成果公開》

宮城県教育委員会では、文化財課が行う発掘調査及び多賀城跡調査研究所が行う特別史跡多賀城跡などの調査中に、調査の様子を速報的にウェブサイトで公開するほか、成果が整い次第、遺跡見学会を実施しています。さらに調査終了後は、調査成果をまとめた報告書やパンフレットの刊行、パネル展の開催など広範な情報発信に努めています。また、調査で出土した資料のうち、主要なものは東北歴史博物館において保管・公開されています。



遺跡見学会

## (2) 課題

### 《体制に関する課題》

・文化財の活用においては、所有者及び管理者がその主体となります。しかし、すべてをその主体が負うことで活用が立ちゆかなくなる例も見受けられます。今後は、特に地域住民の理解に基づき、地域総がかりで活用していく体制づくりが求められます。

地域の理解

・行政では、これまで文化財の活用に重きが置かれず、人材や財源の不足からその手法が画一的となっている傾向があります。市町村の体制や文化財の特性に沿った活用のノウハウを蓄積することはもちろんのこと、今後は体制そのものを保

行政の体制整備

存と活用の両方に対応できるものに作り替えることが求められます。また、宮城県教育委員会では、これらの対応について、人的支援などにより市町村をバックアップしていくことが必要です。

- ・活用は保存とのバランスが肝要となります。宮城県内において、現時点で不適切な活用は見受けられませんが、今後活用が重視されていく中で文化財が損なわれることがあってはなりません。文化財を適切に活用するためには、その文化財の本質的な価値を明確にしておく必要があります、そのためには、文化財の基礎的な調査が必要になります。

保存と活用のバランス

## 《手法に関する課題》

- ・展示設備や活動拠点の不足を理由に、活用や普及啓発を断念する例が見受けられます。今後は文化財の保存に影響を与えない範囲で、行政所有の建物や登録文化財建造物などを会場・拠点として活用してゆく発想が求められます。
- ・生涯学習や学校教育においては、個人の地域理解や学習機会創出にとどまらず、学んだことを地域の活性化に還元できるような仕組みづくりが必要です。
- ・近年、VR や AR などデジタル技術を用いた解説手法の開発が進み、文化財の情報発信の幅が広がりをみせています。また、ユニークベニューやリビングヒストリーという新たな考え方方が普及し、文化財の活用が多様化しています。しかし、宮城県では、これらが十分に浸透しているとは言えません。今後は全国的な視野で事例を学び、組織的にノウハウを蓄積・共有していくことが求められます。

活用の場の創出

文化財活用による地域還元

新たな活用手法の採用

### VR/AR

VR は Virtual Reality (仮想現実) の略で、CG などで人工的な環境を作り出し、自分がその場にいるかのような感覚を体験できる技術。また、AR は Augmented Reality (拡張現実) の略で、現実の風景に CG 等情報を重ね合わせることで現実世界を拡張する技術。

### ユニークベニュー

歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・セッションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

### リビングヒストリー

往時を再現した行事・歴史体験事業の実施、当時の調度品・衣装の整備・展示など、生きた歴史の体感・体験を通じて文化財の理解を促進し、文化財に新たな付加価値を与えること。

## 第3章 文化財の保存・活用に関する基本方針

### 1 課題整理

これまでの文化財保護行政は、開発行為や環境変化に脅かされる文化財をいかに保存するかを主眼としていました。その結果として、文化財そのものを守るシステムは一定程度確立しましたが、開発行為や環境変化はそれら文化財の周辺を蝕み、さらに少子高齢化や社会環境の変化により、その保存環境及び保存を行う地域社会、即ち「文化環境」の基盤がやせ細りしている状況にあります。

前章までの文化財にかかる課題を整理すると、**人材の不足や体制が整っていないことに起因するものが多く、管理や保存、活用などすべての項目においてそれが確認されます。**今後、宮城県に限らず日本全体が本格的な人口減少時代に突入することは明らかであり、そのような地域社会のなかで文化財をどのような体制にて守り続けるかを検討する必要があります。

また、地域への誇りと愛着を育む上で重要な役割を担うはずの文化財が、地域住民の間で十分に認知・共有されておらず、**適切な理解が及んでいない事例**も見受けられ、これが「自分達で守り伝えていく」という当事者意識の醸成にも影響が出ている現状があります。文化財の価値を適切にかつ冷静に見定め、計画的かつ組織的に保存・活用していく意識を育まないと、その存在すら認められずに失われてしまうことも起こり得ます。

そして、体制が整わず、理解が及ばない文化財は、**市民生活や社会・経済活動から置き去り**にされています。この結果として、一部の文化財における資金不足・予算不足という課題につながっており、さらには資金不足であるがゆえに体制が整わない、適切な理解が促進されないという、悪循環が生じています。

このほか、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症流行による社会的影響を経験している私たちは、前述のような**日常的な体制整備・理解促進・保存と活用が行われてこそ、非常時の対応が可能となることを**、身をもって経験しているところです。

人材の不足、体制の未整備

文化財に対する理解不足

社会・経済活動からの放置

平時の延長としての防災

## 2 基本理念

「文化環境」の項で示したとおり、文化財は、その成立や継承にあたり、人、自然、さらにさまざまな文化的所産が関与して現在まで伝えられています。文化財をこれからも未来へと伝えていくためには、先人たちと同様、自らの営みの中にそれらを置き、地域的・総体的に関係性を保持していくことが重要です。つまり、「文化環境」をいかに理解し、共有し、維持・創出するかが、上記の課題解決につながります。

よってここに、今後宮城県における文化財の保存・活用の理念を下記のとおり掲げます。

「第1章4 本大綱の対象－文化財と文化環境－」参照

---

---

**永続的な文化環境の維持と創出**  
～ 知つて、活かして、伝える文化財 ～

---

---

### 3 文化財の保存・活用を推進する視点

#### (1) 人口減少社会における文化財

2040 年には団塊ジュニア世代が高齢者（65 歳以上）となり、さらに 2042 年には高齢者数がピークに達すると予測されています。少子化とともに人口は減り続け、若年層人口に対する高齢者的人口の比率は上昇していきます。

これらの対応策として、「自治体戦略 2040 構想研究会第二次報告」（平成 30 年 7 月）では「スマート自治体」や「圏域マネジメント」という考え方方が提言され、自治体行政の標準化や効率化の必要性が訴えられています。このような社会課題への対応策は考慮しつつも、文化財の保存・活用にあたってはそれらが置かれる地域や社会環境によって手法が異なることから、AI やロボットなどで一律に標準化・効率化を求めるることは困難といえます。

また、そもそも「スマート自治体」や標準化などがあくまでも手段であることに鑑みれば、文化財保護の目的を達成するためには別なアプローチが求められていることは明らかです。

つまり、文化財における 2040 年問題は、マクロに社会全体の課題を見据えた上で、個々の文化財を取り巻く社会環境や人間生活といったミクロな視点で取り組むことで解決の糸口が見えてくるものと思われます。即ち、「文化財を知り、活かす」「文化財を自分たちで享受し、次世代に伝える」といった地域の価値観や生活スタイルに寄り添った個々の保存・活用の積み上げが、結果として文化財の 2040 年問題に対応する力になると考えます。

AI は、「手段」としては有効と考えます。文化庁においても既存の文化財の点検が AI 導入によりどのように展開可能かを調査研究しています。

#### (2) 文化財の「存在価値」と「利用価値」

文化財は、その多くが主として歴史的・学術的な視点のみで評価されてきています。これまでの文化財の保護行政では、この評価を文化財そのものの価値、いわば「存在価値」と呼ぶべき普遍的な価値と位置付け、その解説にあたっては専門用語が並ぶことを厭わずに、普及啓発を図ってきたきらいがあります。

しかし、この「存在価値」は、ともすれば分かりにくく、また理解を深めるには専門性が求められてしまうものもあります。近年、文化財の保存と活用が立ちゆかなくなる例が認められるようになったのは、文化財の保護においてこの「存在価値」のみに評価を求め続けたことによって、多様な関心を寄せる地域社会や変

化し続ける生活環境から文化財が置き去りにされたこともその要因の一つとして挙げられます。

したがって最近では、文化財の持続可能な保護のための多面的な活用が模索されるようになり、そのなかで、文化財を利活用する人々もステークホルダー（利害関係者）として重視する考えが生まれてきました。

文化財には、所有者による日常的な使用から、地域住民や関係団体によるコミュニティの場としての活用、不特定多数を対象とした公衆的な公開まで、さまざまな利用方法があります。文化経済学では、これら利活用する人々と対象との相互作用により生まれる価値を「利用価値」と呼びます。近年は、こうしたさまざまな立場の人々によって見出される「利用価値」を、文化財が有する多様な価値として位置づけし直し、文化財の総体的な価値を向上させるものとして積極的に評価しています。

文化財においては、これを取り巻くさまざまな環境の中で、文化財そのものの「利用価値」をその都度見つめなおし、多様な関心を持つ地域社会とつながりを保っていく必要があります。したがって、今後文化財保護政策や所有者・管理者は、①「存在価値」に対して今まで以上に理解を深め、②文化財保護の目的を見失わず、③キャリング・キャパシティ（環境許容量）に留意しながら、④「利用価値」を保護の手段として認識し、⑤「存在価値」の普及と「利用」の体制を整備することが求められます。

**キャリングキャパシティ**  
19世紀頃に誕生した生態学や人口学の考え方で、のちに世界観光機構により、観光地としての受け入れ可能規模を示す言葉として用いるようになったもの。文化財においては、その活用により保存管理が著しく影響を受けないための適正な人間活動の上限のことを示す。

### （3）文化財と関係分野との境域にある可能性

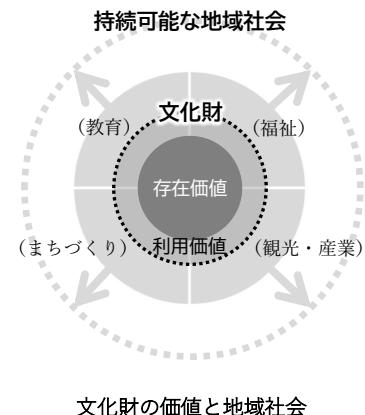
国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」（平成27年3月）の勧告における基本的考え方の中で、文化財（文化遺産）は地域社会の災害対応力の源となるものであり、単なる救援対象ではなく、地域社会の持続発展のためのツールとなり得ることが示されています。

また、文化芸術基本法第2条第10項では「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」としています。

文化芸術の一つにも位置付けられる文化財は、例えば建造物や

記念物は観光と、伝統的建造物群や文化的景観はまちづくりと、無形民俗文化財は地域おこしと、無形文化財は産業と親和性が高く、それらの関連分野にとっても「利用価値」の高いものになります。さらに、文化環境を多角的に捉えるならば、建造物や記念物などの広大な空間や無形民俗文化財の練習施設などは、地域の活動拠点としての機能を有しており、さまざまな利用可能性が秘められていると言えます。

これら関連分野と文化財との境域には、文化財の「利用価値」を活かす人材や職能、アイデアが潜在しています。今後は、それらを意識的に発掘するため、文化財の所有者・管理者、さらに行政として、関係団体との連携強化を重視することが求められます。



## 4 基本方針

前掲の基本理念を実現するため、文化財の保存・活用を推進する視点を踏まえ、今後、宮城県では次の基本方針を掲げます。この方針を文化財の関係者と共有した上で、一体となって文化財の保存・活用に取り組むこととします。

**《方針1 文化財を守り育む土台をつくる》**

**《方針2 文化財を適切に理解する》**

**《方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む》**

**《方針4 文化財の災害対応力を高める》**

## 第4章 基本方針の展開と推進

### 1 基本方針の施策展開

#### (1) 方針1 文化財を守り育む土台をつくる

文化財を保存・活用するにあたり、最優先で行わなくてはならないのが「人材育成」と「体制整備」です。今後、人口減少が見込まれる地域社会において、どのような体制で文化財を保存・活用し、文化財そのものの価値を向上してゆくのかを見定め、それらの土台となる人・組織・制度を次の観点から整備することとします。

##### 1-1 地域で支える仕組みづくり

保存・継承・活用は所有者及び管理者のみが負うことなく、地域社会の理解のもとで関係者すべてが参画して行なうことが理想です。特に、保存修理や収蔵環境保全にかかる専門家や職人、そして日常的に文化財を見守るボランティア、さらには豊かな発想で新たな活用を実現する市民団体などとの積極的な連携体制構築は重要です。

###### 宮城県教育委員会としての施策

- ・文化財の管理や修理・保全に資する人材情報の集約
- ・非常時の連携協力に有効な市町村文化財保護審議委員・地区指導員など文化財有識者の人材情報の共有
- ・活用にあたっての人的マッチング
- ・文化財保存活用団体の育成推進
- ・個々の文化財を支える担い手の育成

文化財を活用する市民団体等  
文化財を自由な発想で活用する市民団体等として、県内ではNPO みなとしほがま（塩竈市）、NPO ゲートシティ多賀城（多賀城市）、一般社団法人気仙沼風待ち復興検討会（気仙沼市）などの活動があります。



風待ち復興検討会の活動

##### 1-2 文化財専門職員の継続的な確保と育成

文化財を適切に保存・活用するには、専門的な見地からの事業取組が必要です。それにはまず、行政組織の中に文化財を知る専門職員を配置することが重要であり、かつ継続的に配置することが求められます。

今後は、人材の配置の促進にとどまらず、社会変化に応じた資質向上を継続的に行います。さらに博物館など、資料（有形文化財・無形文化財など）の調査研究・保存、公開活用を主とする組織と役割を分担し、かつ連携をしながら、幅広い見地での

###### 文化財に関する研修

文化庁では、都道府県・市町村の文化財行政担当職員や、美術館・博物館等の学芸員、文化財の保存・活用に関わる団体の技術者等を対象に、独立行政法人国立文化財機構と連携・協力しながら研修を実施しています。

文化財保護の取組を促進します。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・文化財マネジメント研修などを活用した県教育委員会専門職員のスキルアップ
- ・東北歴史博物館や多賀城跡調査研究所などの専門性を活かした文化財行政の人材バンクとして機能強化
- ・文化財行政の基礎研修、文化財類型ごとの研修、総合的な保存・活用研修など、市町村担当者の成熟度に応じた多様な研修会の実施

### 1-3 適材適所の人材支援

文化財保存・活用の最前線である市町村では、主として埋蔵文化財専門職員が文化財担当として配置されていますが、市町村で不均衡があり、また、その他分野に対する専門職員が少ない状況にあります。

埋蔵文化財に限らず、専門職員が不在、あるいは少人数の市町村に対しては継続的に協力するとともに、職員の配置・増員を模索・指向しながら、近隣市町村との連携で問題解消ができるような体制整備を促進します。

#### 市町村間での具体的連携

宮城県南の市町では、博物館・資料館のネットワークとして「県南資料館等連絡協議会」を組織し、情報の共有と協力体制の構築を試行しています。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・一方的な情報提供にとどまらない、かつ各市町村の実状に応じた情報共有及び自己研鑽の場の創出
- ・市町村間のネットワーク構築の促進
- ・企業との連携・協力など、活動資金の循環が期待できる仕組づくり

### 1-4 関係機関との連携強化

大学や専修学校、専門技術者や研究者が組織する団体と連携を取り、平時だけでなく非常時を想定した仕組みづくりを検討します。また、これまで行政が参画できなかった部分への関与も積極的に行えるよう、そのシステム構築を目指します。

#### 建築基準法適用除外

国指定の文化財建造物以外の歴史的建造物において、条例によって現状変更の規制と保存措置が講じられている場合、安全性の確保等について建築審査会の同意を得れば、建築基準法の適用除外が可能となります。歴史的建造物の活用促進のため、国土交通省もこれら条例制定を促進しています。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・大学など研究機関や、宮城歴史資料ネットワークなど各種団体との連携・協力
- ・地方指定文化財及び国登録有形文化財の建築基準法適用除外に関するヘリテージマネージャーとの連携強化（及び市町村への支援）
- ・文化財所有者や保護団体との協議会組織化の検討
- ・博物館協議会を活かした資料収集展示施設間での綿密な情報共有
- ・近隣都道府県との実態に即した連携の構築

## 1-5 社会変化などに応じた条例改正

文化財保護条例は、単に「法第182条第2項の規定に基づくもの」にとどまらず、域内の文化財の保存と活用に資する内容であることが求められます。県内の文化財の実情に応じ、時点改正を適宜行うことを推進します。

### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・文化財指定にあたっての市町村からの意見具申制度の導入
- ・適切な保存と活用を図るための規制強化と緩和の検討
- ・不適切案件に対する抑止力としての罰則厳罰化
- ・選定・登録制度導入の是非の検討

### **市町村独自の登録制度**

宮城県内では、仙台市と名取市で独自の登録制度を導入しています。仙台市では、国で実施していなかった無形民俗文化財も、すでに登録対象となっています。

## 1-6 市町村地域計画などの策定促進

市町村が策定する文化財保存活用地域計画は、域内における文化財の保存・活用の基本計画兼実行計画を可視化するものです。策定にあたっては、地域の文化財の把握と文化環境の特色を理解することが前提となっているため、文化財の保存・活用を推進するうえで重要な基盤となります。

各市町村における地域計画の策定の積極的な促進、支援を行い、また、複数の市町村での策定連携も検討・推進することとします。

### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・地域計画策定に供する市町村の文化財基礎情報の提供
- ・文化財の保存と活用にかかる課題の抽出支援
- ・文化財にかかる有識者や専門家など、人材情報の提供と仲介

### **計画策定にあたっての連携**

既存の枠組みでは、日本遺産（認定・不認定問わず）や世界農業遺産での連携などが、地域計画策定連携の一つの足掛かりになると思料されます。

## 1-7 文化財関連計画の策定促進及び策定への参画

文化環境の保全につながる歴史的風致維持向上計画の策定など、市町村が策定する文化財の関係する各種計画に対し、近隣市町村との連携も視野に策定の促進・支援を行います。また、景観条例など文化財が多分にかかわる法令・計画に対しては、文化財からの協力を積極的に行います。

なお、これら計画策定への参画は、文化財の面的な把握、さらにはその保存にも供することができます。

### **歴史的風致維持向上計画**

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の規定に基づき市町村が策定する計画で、国の認定を受けて歴史的風致を維持・向上させる施策を展開するものです。この計画の策定及び実施により、地域固有の歴史・文化を保存・活用し、良好な環境の継承・発展と、魅力あるまちづくりに寄与することが期待されます。

### 宮城県教育委員会としての施策

- ・市町村における歴史的風致維持向上計画の策定促進
- ・宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例など、文化財サイドからの普及啓発

## (2) 方針2 文化財を適切に理解する

文化財の保存と活用を行う上では、個々の文化財的な価値をより深く理解するとともに、所有者や担い手にとっての多様な価値を十分に理解することが重要です。他の文化財に比してどのような特徴を有しているのか、何をどのように保存するのか、活用する上でどの部分に脚光を当ててどの部分を改変できるのかなど、これらを総合的に理解することによって個々の文化財に対する関わり方が豊かになり、地域全体で文化財を活かす環境を整えることができます。

### 2-1 多様な視点を踏まえた文化財調査の実施

文化財は、法令上「重要なものを指定する」という仕組みとなっているため、ともすれば専門的な知見ばかりが重視され平易な理解が困難となり、社会から興味関心が失われるおそれがあります。文化財の理解者の裾野を広げるには、調査過程から普及啓発し、地域住民の調査参画を図ることも重要です。さらに、調査成果をわかりやすく翻訳するだけではなく、社会の多様な興味関心に対応する視点が調査段階から求められます。

また、例えば刀剣やこけしなど、これまで想像もしなかった文化財が脚光を浴びることがあります。こうした市民発生的な需要が一時的なブームに終わらないためにも、専門的かつ幅広い知見が必要です。

### 宮城県教育委員会としての施策

- ・生涯学習、学校教育、地域づくり、産業・観光振興など連携した調査の実施
- ・遺跡見学会などを活用した調査過程の普及啓発
- ・子ども向けや多言語対応など、ターゲットを明確にした解説準備のための調査
- ・地域社会との協働による小さな文化財の把握
- ・文化財にかかる需要情報の収集及び研究

### 地域との連携による調査

角田市東根に伝わる福應寺毘沙門堂奉納養蚕信仰絵馬は、地元の人々が主体となりその掃除や絵柄の調査を行い、数年がかりで一覧表にまとめ、角田市の文化財に指定されました。さらにその後、地域と市との協働により絵馬の文字解読や特徴の記録が行われ、平成24年には国の重要有形民俗文化財に指定されました。



絵馬の調査

## 2-2 文化財の網羅的な調査・把握

市町村においては、認知された文化財が少ないから文化財専門職員が少ない、文化財専門職員が少ないから文化財が認識されない、という負のスパイラルに陥っている現状も見受けられます。我が国の歴史文化を物語る重要な文化財だけではなく、各地域の小さな文化財を把握することも積極的に実施・支援し、ひいてはさらなる専門人材の充実にもつなげます。

### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・東北歴史博物館や多賀城跡調査研究所の専門性を活かした文化財分野ごとの悉皆調査の実施
- ・県指定文化財の指定に供する悉皆調査の実施
- ・過去の悉皆調査成果における定期的な追跡調査（状況確認）
- ・文化財の周辺に存在する文化環境の評価
- ・ICTを活用した文化財調査のデータベース化及び歴史的・文化的な文脈を理解した資料などアーカイブの推進
- ・埋蔵文化財の分布調査の充実

### **理解促進に供する悉皆調査**

文化財分野ごとの悉皆調査は、基礎資料として有用であることは間違ひありませんが、個々の文化財について適切な理解を促進するためには、個別の事実関係や価値のみを論ずるのではなく、歴史的背景や社会背景を含めた類例化を試みる必要があります。

## 2-3 個別文化財の調査の充実

悉皆調査などから明らかになった文化財の中から、文化財としての価値や重要性を明らかにするための調査を、計画性をもって実施・促進します。

### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・市町村における個別文化財調査にかかる指導助言
- ・県指定文化財の指定に供する個別調査の実施
- ・多賀城跡調査研究所における特別史跡多賀城跡および多賀城関連遺跡の継続的な調査
- ・保存を目的とした埋蔵文化財調査の実施及び支援
- ・散逸防止を目的とした未指定文化財の調査

### **保存目的の埋蔵文化財調査**

開発事業との調整の中で行われる発掘調査以外にも、多賀城跡や仙台城跡などにおいて保存を目的とした学術調査が行われています。これら調査は、遺跡の本質をより深く解明するだけでなく、継続的に行うことで人々の知的好奇心を常に満たしています。



多賀城跡調査研究所年報

## 2-4 的確な指定等の推進

文化財の個々の状況や調査成果に応じて国・県・市町村の指定・登録を推進し、適切な保護を講じます。なお、地方自治体としての文化財指定にあたっては、分野ごとの指定基準・指定方針を明確にすることを標準として求め、また、個々の評価にとどまらず分野複合的な評価も加味した指定を推進します。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・市町村における文化財指定にかかる指導助言
- ・県指定文化財において、特に指定の少ない分野（美術工芸品（古文書・古碑）、無形文化財、有形民俗文化財、名勝、天然記念物（動物）、天然記念物（地質鉱物）、文化的景観）の充実
- ・登録制度の積極的な活用
- ・指定方針の見える化の検討
- ・指定にあたっての分野複合的な評価手法の検討

### 2-5 各文化財保存活用計画などの策定促進

文化財の所有者・管理者が個々の文化財の歴史的・文化的意義を地域と共有するとともに、保存・活用の方針を明確にするため、保存活用計画の策定を推進します。これにより、地域性に沿った保存と活用の展開が可能となります。また、所有者・管理者による計画策定が技術的に困難な場合は、地域住民を巻き込んだ検討機会の創出を促進・支援します。

#### 地域社会変化と保存活用計画

特別史跡多賀城跡や特別名勝松島など指定地が広大な文化財では、社会のニーズや住民生活の変化に併せて定期的な計画改定を行い、次世代への継承に向けて直面する課題をその都度整理しています。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・管理団体としての特別名勝松島保存活用計画の適時での改定、運用指針などの的確な制定
- ・市町村や所有者が策定する個々の保存活用計画策定の支援
- ・保存活用計画改定が滞る文化財における改定促進
- ・個々の文化財の保存と活用にかかる課題整理に対する支援（計画策定に固執しない）
- ・特に無形民俗文化財においては、継承にかかる定期的な対話機会の創出

### 2-6 文化財の継続的な状況把握

一定程度価値が明らかになったのちにも、その文化財の保存・活用の充実を図るために定期的な調査が必要です。文化財の特性を理解し、適切な時期に調査などを実施します。

#### 状況把握のマンパワー

文化財の状況を把握し、またその価値について理解を深めることは、所有者・管理者のみが負うものではなく、文化財の保存活用団体との協働も有効となります（1-1 地域で支える仕組みづくり参照）。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・適切かつ迅速な開発対応の発掘調査
- ・耐震や防災など、保存と活用のバランスをとるための性能調査
- ・定期的な無形文化財・無形民俗文化財・保存技術の記録調査
- ・美術工芸品や有形民俗文化財の保存環境調査
- ・建造物や記念物など不動産文化財の管理状況調査
- ・天然記念物における定期的な生育状況調査

## 2-7 関連部局との連携による文化財の面的な把握

これまでに実施してきた個々の文化財調査を、地域的・歴史的・空間的な関連性を有する文化的所産として理解し、域内の文化財群のつながりの把握に努めます。また、保護の方向性が共通する関連分野とも連携し、個々の文化財に対して重層的な意味づけが行われるよう検討します。

### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・日本遺産などストーリー性をもった地域活性及びブランド化への関与
- ・土木遺産や農業遺産など広域なインフラを対象とした取り組み
- ・伝統的工芸品指定や自然保護など、方向性が共通する部局との連携

## **(3) 方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む**

文化財を保存・活用するにあたっての人材不足・資金不足・予算不足が常態化するのは、これまで文化財保護に取り組んできた主な関係者（所有者、技術者・材料供給者、自治体など）だけでは十分な対応を行うことが困難な状況に陥っていることが原因と考えられます。今後は意識的に、地域の社会・経済活動の中に文化財を位置づけ、幅広い主体による保存と活用を行い、持続可能なサイクルを構築する必要があります。

### 3-1 社会活動・生涯学習と連動した保存継承機会の創出

文化財の所有者・管理者、さらにはその享受者にとっても、文化財が自らの生活や活動の一部に位置づけられていることが、今後の自立的・持続的な保存継承における理想の姿となります。そのためには、文化財が創造的な社会活動の源泉となり得ることを、人材育成や教育普及をとおして、これまで以上に社会と共有していく必要があります。

### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・無形民俗文化財における公開・披露機会の創出支援
- ・文化財保存活用団体の育成促進
- ・サポートーズクラブなど文化財保存・継承・活用・普及啓発拠点の設置支援
- ・文化財保護活動に係る顕彰

**民俗芸能等継承のための企業連携**  
全国では、民俗芸能の継承取組に協力・支援（従業員の民俗芸能参加奨励、休暇取得促進）する企業・団体を「パートナー企業」として登録する制度等、企業との連携を進めている地域があります。このような制度は、文化財の保存継承に資することはもちろんのこと、企業等の社会的貢献やイメージ・認知度向上につながるものとしても期待されています。

### **3-2 教育的意義を明確にした学校教育との連携**

自らの生まれた地域の伝統や文化を深く理解し、尊重する態度を身に付けることは、多様な文化や生活習慣をもつ相手と敬意をもって協働する力を育むことにもつながります。伝統や文化に関する教育は直近の学習指導要領改訂でもさらなる充実が示されたところですが、「持続可能な社会づくりの担い手」を育成するにあたり、文化財に求められる役割は今後ますます大きくなります。

ただし、文化財とのふれあいが、単なる学校行事や慣行に落とし込まれるのではなく、その教育的な意義を明確に位置付けた上で実施されなければなりません。学校教育との連携にあたっては、教育基本法や学校教育法の理念に今一度立ち返った上で協働を図ることを検討します。

#### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・学校教育における総合学習など、文化財を活用した学社融合方策の検討
- ・p4c (philosophy for children (子どものための哲学)) などで活用される文化財教材の開発
- ・学校教員向け教材活用ガイドブックなどの作成

#### **教育基本法**

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。  
(中略)

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### **3-3 保存・活用にかかる資金の確保**

保存・継承・活用の経費については、個々の文化財に適した経費の確保を検討し、文化財関係者と地域社会が一体となって文化財を守る資金調達システムの構築を目指します。ただし、その構築の基礎として、直接的な行政支援は必須であり、宮城県及び市町村補助はもちろんのこと、国庫補助や財団助成などのマッチングも併せて検討します。

#### **資金調達の戦略**

資金調達に必要な経費の算定、機運醸成、先行事例等は、文化庁がまとめた「文化財保護のための資金調達ハンドブック」に詳しく掲載されます。

#### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・所有者及び管理者による適切な経費算定への協力
- ・文化財活用及び地域社会活性化による資金獲得システムの創出促進
- ・県の文化財補助金の予算確保
- ・市町村が実施する保存・活用にかかり、予算確保のための指導助言
- ・指定寄付金やふるさと納税などの活用促進及び検討、各種財団及び企業支援など情報の集約と周知
- ・クラウドファンディング、地域活性化ファンドなど資金調達の研究

### 3-4 行政所有文化財及び収蔵展示施設の模範的な保存・活用

行政所有・管理の文化財は、シビックプライド（都市に対する市民の誇り）醸成の拠点として、個人法人所有文化財の模範とならなければなりません。即ち、行政所有・管理の文化財においては、適切な保存の徹底と、地域活性化に供する活用に努めます。

#### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・特別名勝松島の適切な保存管理の徹底
- ・多賀城跡調査研究所における特別史跡多賀城跡の継続的な環境整備
- ・発掘調査における出土遺物の適切な収蔵環境の確保と管理
- ・県有収蔵展示施設における文化財（資料・作品）の適切な管理、及び保存と活用
- ・市町村収蔵展示施設に対する指導・助言、活用模範としての運営
- ・市町村有文化財の保存・活用にかかる技術的支援

### 3-5 普及・活用手法の創出

文化財の普及と活用にかかり、「公開」「体験」「学習」などの既存手法においては、ターゲットを明確にし、より効果的な取組に努めます。また、近年、多様な活用手法として注目されているVRやAR、3Dプリンタ複製などの先端技術、ユニークベニューなどの活用手法の創出も促進します。

このほか、教育普及や生涯学習においても、対話や実践を取り入れた新たな活用方法を検討します。

#### **宮城県教育委員会としての施策**

- ・普及啓発・活用の効果にかかる調査研究と、方策の検討
- ・ICTを活用した魅力的な情報発信の検討
- ・文化財の保存を起点としたユニークベニューのデータベース化
- ・企業・団体などが実施する文化財を題材とした情報発信への協力

#### **ユニークベニュー的な活用**

文化財あるいは文化財収蔵施設は、独特の雰囲気を持つ特別な空間ものが多く、これらを会場としてイベント等を実施することにより、特別な体験が生まれやすくなります。宮城県内では、重要文化財洞口家住宅（名取市）の主屋にて、演奏会を開催した例もあります。



重要文化財での演奏会

### 3-6 適切な修理・管理・保全の促進とそれら技術・技能の向上

文化財は、適切な修理・管理・保全が行われることでその価値を維持し、今日まで伝えられてきました。今後も、伝統的な技術や技能、適切な資材を用いながら、これらを継承することが求められます。

このような修理・管理・保全が継続的に行われることにより、

修理などを担う事業者や技能者など、関連市場の活性化による経済効果も期待でき、技術の確実な伝承や安定した資材の供給も実現できます。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・建造物や美術工芸品などにおける修理用資材の永続的な確保の支援
- ・所有者等文化財関係者向け管理及び保全技術研修機会の創出
- ・地域の健全なアイデンティティ向上に資する美観向上や整備活用の促進
- ・建造物や史跡名勝などの適切な修理周期の検討
- ・文化財修理技術者に対する文化財以外での修理機会創出の検討
- ・文化財保存技術にかかる記録作成
- ・建造物や天然記念物における管理の延長としての修理・保全の在り方検討
- ・地産地消方式の保存・活用の手法検討

#### ふるさと文化財の森

文化財建造物を修理し後世に伝えていくためには、木材や檜皮・茅・漆などの資材の確保と資材に関する技能者を育成することが必要であることから、文化庁では文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となる「ふるさと文化財の森」の設定、資材採取等の研修、普及啓発事業を行う「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しています。

### 3-7 周辺環境を含めた文化継承プログラムの構築

文化財は、文化財そのものだけでなく、それらが生まれた地域の自然環境・生活環境が守られることによって維持・継承・発展させていくことができます。文化財を取り巻く環境を含めた公開活用や生涯学習などをとおして、その価値を共有する機会をより多く創出することによって、多様な観点からの文化継承を目指します。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・地域の民俗文化財や生活技術にかかる伝承支援
- ・民俗芸能や仏像など、特に動産文化財の魅力を共有体験する現地公開活用の促進
- ・地域づくり部局との連携
- ・文化的景観をはじめとする、自然との相互作用を理解した文化財の普及啓発

#### 現地体験への誘導

宮城県地域文化復興プロジェクトにて令和元年8月に開催した「宮城に息づく民俗芸能公開シンポジウム－異伝の法印・神楽編－」では、民俗芸能保存会構成員による個々の芸能映像解説を行い、芸能の担い手から鑑賞ポイントを直接学ぶ機会を創出、現地での祭礼体験に誘導しました。

## (4) 方針4 文化財の災害対応力を高める

気候変動による大規模自然災害の増加や人為的破壊行為の過激化により、文化財は今後一層の管理体制の強化が求められています。東日本大震災を経験した宮城県において、「従来の固定観念では対応ができない」、また「非常時に平時以上のこととはできない」ということを、私たちは身を以て経験しています。防災の枠組が机上の空論とならぬよう、平時の体制整備・理解促進・保存と活

用の延長上に位置付けながら災害対応力を高めることが必要です。

## 4-1 リスクの把握

文化財の防災・防犯設備は、たとえ最新であっても、本当に必要な箇所に設置されなければ意味がありません。また、これら設備に必要以上の性能、仕様を準備しても、経済的負担が大きくなるだけです。まずは文化財が抱えているリスクを適切に評価し、関係者で共有することが肝要となります。

### 宮城県教育委員会としての施策

- ・個々の文化財が有する災害リスクの把握（防災設備及び体制の調査）
- ・未指定文化財を含めた所在と管理状況の把握
- ・ハザードマップや過去の災害歴などを活用したリスクの調査
- ・大きな被害につながる経常管理、滅失・き損の有無の確認（定期的な管理状況調査）
- ・建造物や文化財収蔵展示施設の耐震性能把握支援と促進

### 防災・防犯チェックリスト

文化庁作成の文化財防災・防犯チェックリストは、所有者等が自ら確認すべき項目をチェックし、対策について検討を行えるよう課題に応じた防火、防犯対策例について整理したものです。これを関係者協働でチェックすることにより、リスクを共有することができます。

## 4-2 防災・減災の方針整備と体制整備

文化財の防災対策や災害対応においては、そのリスクを把握し、日常の予防管理の延長としてその方針と体制を整備することが求められます。この整備にあたっては、家族や組織など自らが守る「自助」、地域社会で助け合う「共助」、金銭のみならず人・物・ノウハウを公的に支援する「公助」、それぞれの観点から検討する必要があります。

近年は、持続性を有する防災・減災体制を構築するため、「自助」「共助」の重要性が高まっていますが、非常時の「自助」「共助」実現のためには日常的な「公助」が重要です。特に前項のリスクの評価と把握に必要な専門家との調整などは、行政が地域社会に寄り添い、また深く関与しなければなりません。

### 宮城県教育委員会としての施策

- ・文化財の所有者・管理者による総合的な防災体制整備の支援
- ・関係部局・警察・消防などの文化財情報の共有
- ・他の都道府県との連携体制の確立
- ・初期消火や自衛組織の体制整備支援、日常の管理や点検方法にかかる普及啓発
- ・市町村や地域による域内文化財の総合的な防災計画策定の協力、伝統的建造物群保存地区やそれに準ずる地区における防災計画策定への参画
- ・ソフト（体制）とハード（設備）のバランスを考慮した防災・減災

#### 方針の提案

- ・所有者・管理者、市町村、博物館・研究機関などとの連携による総合的な予防体制の確立
- ・いわゆる「かかりつけ医」としての文化財相談窓口の整備
- ・「自助」「共助」「公助」の限界にかかる関係間の情報共有の仲介

### 4-3 防災意識向上に向けたソフト整備

文化財の防災対策としては、関係者の意識向上と、そのためのソフト整備が求められます。具体的には、県・市町村・地域社会・所有者等の役割を明確にし、文化庁や国立文化財機構、学術団体などとも協力しながら、具体的な体制の整備や人材育成、情報共有などにつながる仕組みづくりを実施することが必要です。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・文化庁及び国立文化財機構との情報共有
- ・「文化財防災ネットワーク推進事業」「歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業」などへの積極的参画
- ・博物館等を核としたネットワークの構築と災害時の情報収集・情報収集体制の構築
- ・所有者・管理者および市町村などを対象とした防災研修会の開催
- ・定期的な防火訓練や連絡訓練などの実施の促進
- ・災害や盗難などリスクの共有
- ・非常時の応急的修理・保全にかかる普及啓発
- ・特に市町村におけるBCP（事業継続計画）及びDR（災害復旧）対策としての県及び博物館等の在り方検討

#### 歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業

人間文化研究機構（国立歴史民俗博物館）・東北大学・神戸大学を中心拠点として、全国各地で活動する「歴史資料ネットワーク」との連携構築を通じ、資料調査とデータ記録化、広域的相互支援体制の確立等を推進する事業。本事業では、地域社会における歴史文化の継承と創成を目指し、資料研究、教育プログラム開発、情報発信などが行われています。

### 4-4 防災設備をはじめとする予防策の充実

非常時の予防策としては、法定設備の設置だけでなく、リスクマネジメントに基づいた適切な質と数の防災設備を整備し、さらには危険因子の排除など、減災につながる取組が求められます。各主体がそれぞれの立場で、かつ一丸となってそれらを充実させる必要があります。

#### 宮城県教育委員会としての施策

- ・建造物や文化財収蔵展示施設の耐震対策の促進
- ・文化財収蔵展示施設における転倒防止など対策の促進
- ・記念物における構造や本質的価値の保存を考慮した危険因子の排除
- ・特に個人法人所有文化財における防犯設備整備の検討協力
- ・イベントなど一過的活用時における適切な防災対策の徹底・支援

#### 危険因子の判断

建造物の倒壊、史跡でのけがけ崩れ、名勝・天然記念物での倒木など、非常に起こり得る危険因子については、文化財の本質的価値を理解した上で排除する必要があります。このときに重要なのが保存活用計画です（2-5 各文化財保存活用計画などの策定促進参照）。

## 4-5 初動体制の整備

災害対応の現場では、効果的な初動体制の整備が求められます。初動においてはマニュアルが重宝されますが、非常時には必ずつまずきが生まれるため、マニュアルどおりに進まないことを前提に考える必要があります。汎用性が高く、かつ自らが考える余白を残した体制整備が重要です。

### 宮城県教育委員会としての施策

- ・救援受け入れ側の視点に基づいたマニュアルの整備
- ・応急措置復旧費用の算出支援
- ・一時避難、応急措置の技術習得・共有
- ・自らがマニュアルを作成することを促す文化財防災ノートの作成・配布
- ・市町村が動けないことを前提としたプッシュ型支援体制の整備

**宮城県被災文化財保全連絡会議**  
東日本大震災で被災した県内文化財等の保全に対応するために関係機関が行政や組織の枠組みを超えて組織した被災文化財保全連絡会議では、被災資料の救出・保存・修理のほか、被災資料の応急修理や仮収蔵庫の環境構築にかかるワークショップも開催しました。連絡会議は役割を終えて解散していますが、継続的な各種技術共有は常に求められています。

## 4-6 災害遺産の発掘

東日本大震災を経て、宮城県内でも複数の震災遺構が保存されることとなりました。また、過去の自然災害伝承碑の存在が脚光を浴び、平成31年には国土地理院が地図記号を制定するに至っています。

これら社会システムの中で蓄積される個々の災害情報は、ハザードマップや防災マニュアルなどの抽象的・標準的な情報とは異なり、いわば「災害文化」として地域に根付き、防災教育の題材としても十分に機能していきます。

他の都道府県に目を向けてみると、平成7年兵庫県南部地震の活断層である野島断層（兵庫県北淡町）は平成10年に、平成28年熊本地震の布田川断層帯（熊本県益城町）は平成30年に、国の天然記念物に指定されています。

震災遺構については、現地での保存が決まったものはその意思を積極的に評価し、文化財としての位置づけの可否を改めて検討する必要があります。加えて、古文書や古碑などの史資料、遺構や遺物に遺る痕跡などから読み解く過去の災害情報を、確実な事実として記録化して保管し、地域の日常の中に還元することも推進しなければなりません。

また、直接的には災害と関係ないと思える事象も、そこに表出する形態・状態が災害を起因とするものがあり、蓄積された情報を確実な事実として伝えていく必要があります。

**災害情報が蓄積される文化財**  
震災遺構や災害記録といった直接的な痕跡・史資料はもちろん、北上川・鳴瀬川等における治水を目的とした土木遺産、洪水被害に備えるために屋敷につくられた水山（登米市）などは、災害とともに生きる先人たちの叡智です。また、東日本大震災被災により発見された見龍院盡屋（涌谷町）五重塔内の遺灰香炉及び曲物、野蒜築港跡（東松島市）の悪水吐暗渠などは、今後は災害情報も蓄積され、継承されていくこととなります。



野蒜築港跡悪水吐暗渠

**宮城県教育委員会としての施策**

- ・過去の災害情報のアーカイブ事業の実施及び促進
- ・震災遺構保存への関与
- ・災害情報及び災害文化の普及啓発

## 2 基本方針の推進体制

### (1) 各主体の役割

基本方針を推進するためには、各主体がそれぞれの立場から、積極的に文化財の保存と活用を行うことが求められます。また、文化財の享受者を含め、各主体が連携・協力しながら、永続的な文化環境の維持と創出に向けて行動することが重要となります。

#### 《宮城県教育委員会》

宮城県教育委員会では、これまでと同様、国の指導助言とともに、宮城県の地域性や各市町村の状況を踏まえながら、市町村と協働で文化財の保存・活用を行います。また、保存と活用を主体的に企画し実践できる人材を育成し、体制整備を主導的に行っていく必要があります。

以上により、他の主体との関係においては、下記の役割を担うこととします。

- ・県としての広域的な事業の実施
- ・国の施策の展開補助及び国に対する働きかけ
- ・市町村及び所有者等に対する、個々の状況に応じた支援
- ・関係機関との連携

#### 《市町村》

市町村は、文化財の保存と活用の最前線として、域内の個々の文化財に対し、身近で行き届いた対応を行うことが求められます。また、平成30年の文化財保護法改正により、市町村においては文化財保護指導員の配置や文化財保存活用団体の指定が可能となり、市町村での体制整備はこれまで以上に期待が高まっています。

以上により、他の主体との関係においては、下記の役割を担うことが望まれます。

- ・市町村の実態に応じた事業の実施
- ・府内関係部局との文化財情報の共有及び緊密な連携構築
- ・他の市町村や所有者等との連携
- ・所有者に対する技術的・経済的支援

## 《所有者等》

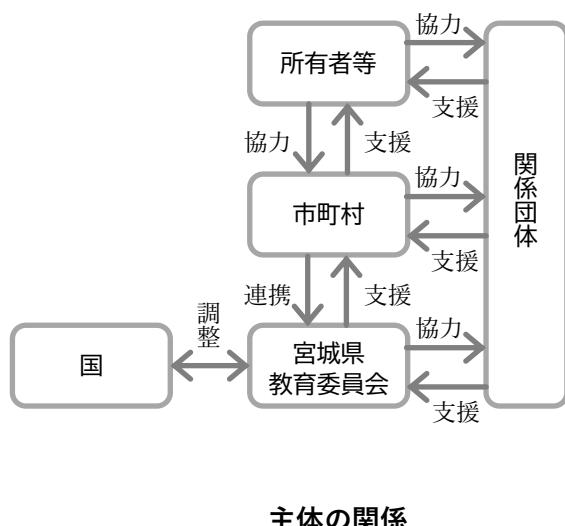
各文化財の所有者及び管理者は、個々の文化財の多様な価値を理解し、維持管理や保存修理、そして公開活用などについて、県や市町村、その他関係団体の支援を得ながら行うことが期待されます。また、地域コミュニティの一員として、行政や関係団体と連携を図り、地域全体としての文化財の保存と活用に協力及び参画することが期待されます。

- ・所収者等の実態に応じた事業の実施
- ・関係団体や他の所有者等との連携

## 《関係団体》

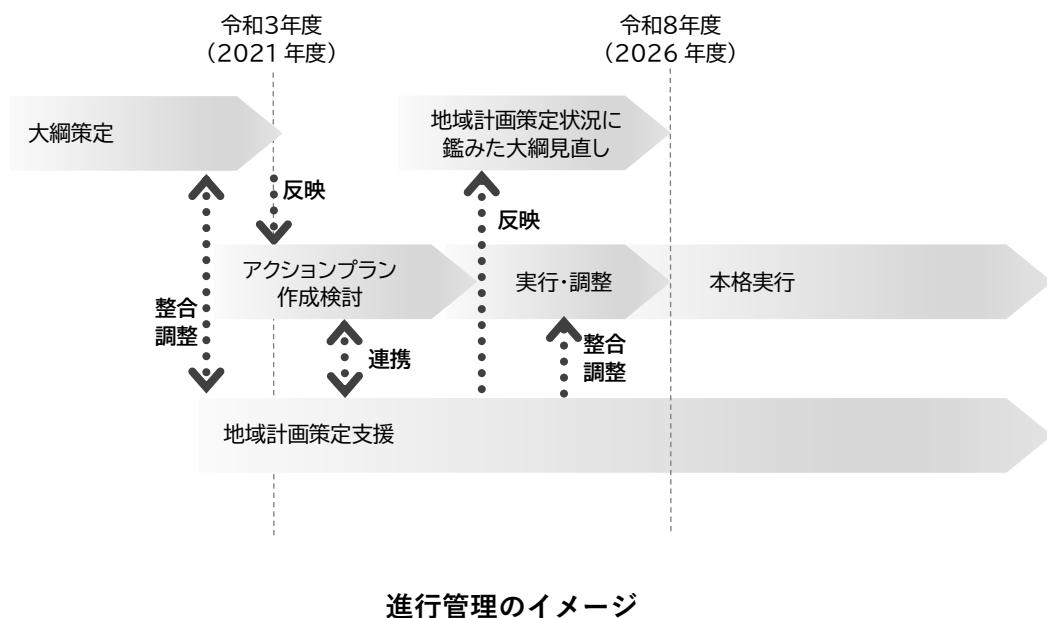
文化財にかかる学術団体などは、公益的な立場から専門知識や技術を活かし、各主体の文化財の保存や活用を支援することが期待されます。また、必要に応じて関係者相互のパートナーシップ形成に努めるとともに、橋渡し役にとどまらない保存・活用事業の実施団体としての役割も期待されます。

## (2) 各主体の関係



### 3 基本方針推進の進行管理

基本方針施策展開のうち県の事業推進にあたっては、「宮城県文化財保存活用アクションプラン」などの作成を検討し、適切な進行管理に努めます。また、大綱を勘案する各市町村地域計画の作成において積極的な支援を行いつつ、その作成状況に鑑みながら、本大綱やアクションプランが実態に即したものとなっているかを点検し、5年を目処に内容を見直すこととします。



## 終章

### 市町村における文化財保存活用地域計画の必要性

県有・県管理以外の文化財における総合的な保存・活用の実行計画は、市町村が策定することができる文化財保存活用地域計画に委ねられます。

しかし、1990年代以降の地方分権促進のなかで、地方自治体が策定すべき「計画」は年々増加の一途をたどっており、財源も人員も限られた市町村では国が提示する指針通りに作ることさえ難しい状況にあるのも事実です。とはいえ、地域の実態を把握・整理しないことには、今後求められる文化財の保存と活用に十分対応することができません。

文化財分野においても、前述の2040年問題の対応が求められることは必至であり、今後は新たな「利用価値」や関連分野との接点を活路に、個々の検討を続けることになると思われます。これらの対応・検討が場当たり的にならないためには、やはり地域計画を策定することは必須と考えます。ただし、初めから実行計画を作ることを目的とするのではなく、まずは本大綱で示したような人員や体制、域内の文化財を可視化したうえで個々の文化財の課題を理解する必要があります。

宮城県教育委員会としては以上の考え方のもと、各市町村の実態に即し、地域計画策定の過程を重視しながら（ときに「文化環境」を共有しながら）、需要に応じた支援を行っていきます。

「第3章3文化財の保存・活用を推進する観点」参照

〈參考資料〉

## 1 市町村別文化財件数

市町村名	有形文化財（建造物）等						有形文化財（美術工芸品）						無形文化財			民俗文化財					
	有形文化財（建造物）			登録有形文化財（建造物）			重要文化財（美術工芸品）			登録有形文化財（美術工芸品）			無形文化財			有形・無形民俗文化財			登録有形・無形民俗文化財		
	国指定	県指定	市町村	国登録	県登録	市町村	国指定	県指定	市町村	国登録	県登録	市町村	国指定	県指定	市町村	国指定	県指定	市町村	国登録	県登録	市町村
仙台市	5	10	18	50		24	17	53	68	3		16	1			1	12	14			5
白石市		2	3	9					5										2		
角田市	2		6				1	3	24							1	1	2			
七ヶ宿町			1						1										1		
蔵王町	1	1	3					1	6										12		
大河原町				10			1		2										2		
村田町	1		3						16										10		
柴田町								4	7										2		
川崎町			8	9															4		
丸森町			4	13					8									1	8		
塩竈市	1		3	1			2	1	10									2	3		
名取市	2	1	2				2	1	10			12					3	7			2
多賀城市		1					7	5	8								1				
岩沼市		1	3						2										1		
富谷市				2				1	4									1	2		
亘理町		1	5	3				1	5									3			
山元町			3						5												
松島町	7	3	11				5	10	71												
七ヶ浜町									2										2		
利府町								1	5												
大和町			2						3								1	1			
大郷町			2						4									2			
大衡村			1															1			
大崎市		3	2	32			1	4	50							1		2	10		
加美町	1		3	2					3									6	9		
色麻町								1	1									2			
涌谷町		3	9					1	3									1	2		
美里町				3					1									2			
栗原市		5	11	2			3	8	84							1	1	1	2	37	
登米市	1	4	17	26			1	3	83							1	2	1	7	30	
石巻市	1	1	4	6			2	3	27									1	6	19	
東松島市			1						15								1		1		
女川町									13									1			
気仙沼市		2	4	20				3	17								2	5	8		
南三陸町			2	1				1	3								1	16			
計*	22	38	131	189		24	42	105	566	3		28	1	2	4	8	53	215			7

\* 複数市町村にまたがる文化財は市町村毎に計上しているため、表の計数と実際の文化財件数とは一致しません。

(令和3年3月現在)

記念物				文化的 景観	伝統的 建造物群 保存地区	文化財の 保存技術	計				埋蔵文化 財遺跡数	市町村名	
史跡・名勝・ 天然記念物			登録記念物				国選定	国選定	国 指 定等	県 指 定等	市町村 指 定等	計	
国 指 定	県 指 定	市 町 村	国 登 録	県 登 録	市 町 村								
15	3	16						92	78	161	331	782	仙台市
5	2	11						14	4	21	39	404	白石市
1	2	8						5	6	40	51	192	角田市
		2								5	5	78	七ヶ宿町
	1	5						1	3	26	30	196	蔵王町
								11		4	15	75	大河原町
	1	28				1		2	1	57	60	182	村田町
1	2	21						1	6	30	37	95	柴田町
1	1	3						10	1	15	26	87	川崎町
	2	7						13	3	27	43	168	丸森町
3	1	2						7	4	18	29	83	塩竈市
2		8		4				6	5	45	56	184	名取市
2		3						9	7	11	27	43	多賀城市
1	1	2						1	2	8	11	68	岩沼市
	1	4						2	3	10	15	59	富谷市
2	1	1						5	3	14	22	96	亘理町
		7								15	15	113	山元町
2	1	18						14	14	100	128	100	松島町
2		3						2		7	9	47	七ヶ浜町
2								2	1	5	8	92	利府町
	2	1							3	7	10	117	大和町
		5								13	13	49	大郷町
		1								3	3	87	大衡村
11	5	31						44	14	94	152	743	大崎市
3	1	27						6	7	42	55	275	加美町
1	1							1	2	3	6	94	色麻町
2		19						2	5	33	40	72	涌谷町
1		2						4		5	9	49	美里町
8	3	86						14	19	219	252	548	栗原市
3	2	84						32	17	216	265	238	登米市
4	3	9					1	15	13	59	87	348	石巻市
3	3	14						4	3	31	38	148	東松島市
1	1	3						1	2	16	19	53	女川町
2	7	20						24	17	49	90	181	気仙沼市
2	3	20						3	5	41	49	97	南三陸町
80	50	471		4		1	1	347	248	1,450	2,045	6,243	計

## 2 国指定・県指定文化財件数

分類	国指定等		県指定等		県指定等全国比		
	件数 (令和3年3月) ※( )は特別指定		件数…A (令和3年3月)	全都道府県 (令和2年5月)		宮城県と 全国平均 との差 A - B	宮城県と 全国平均 との比 A / B
	総件数	平均件数 …B		105	10,611		
有形文化財	建造物	22 (3)	42 (3)	38	2,531	53.85	-16 0.71
	絵画	2		14			
	彫刻	9		26			
	工芸品	11		22			
	書跡典籍	4 (2)		20			
	古文書・古碑	4		2			
	考古資料	8		10			
	歴史資料	4 (1)		11			
無形文化財	無形文化財 －芸能関係	0		0	32	0.68	-1 0.00
	無形文化財 －工芸技術関係	1		1	121	2.57	-2 0.39
	無形文化財 －その他	0		1	10	0.21	0 4.70
	民俗文化財	1		4	762	16.21	-13 0.25
民俗文化財	無形民俗文化財 －風俗慣習	4	7	10			
	無形民俗文化財 －風俗慣習・ 民俗芸能	-		2	49	1,680	35.74 13 1.37
	無形民俗文化財 －民俗芸能	3		37			
	民俗技術	0		0			
	記念物	37 (1)		15	2,993	63.68	-49 0.24
記念物	名勝	6 (1)		2	288	6.13	-5 0.33
	天然記念物 －動物	7	28 (1)	1			
	天然記念物 －植物	15		28			
	天然記念物 －地質鉱物	6 (1)		3	32	3,010	64.04 -33 0.50
	天然記念物 －保護地域	0		0			
文化的景観		0		0	10	0.21	-1 0.00
伝統的建造物群		1		-	3	0.06	- -
文化財の保存技術		1		0	12	0.26	-1 0.00
合計		146 (9)		247	22,063	469.43	-223 0.53

### 3 文化財保護法及び文化財保護条例以外での保護・顕彰（一部）

国際

\*は国・県指定等文化財（以下同）

<b>無形文化遺産</b>	《国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）／一覧表記載》
秋保の田植踊*	（仙台市）、米川の水かぶり*（登米市）[「来訪神」のうちの一つ]
<b>世界の記憶</b>	《国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）／選定》
慶長遣欧使節関係資料*	（仙台市）
<b>ラムサール条約</b>	《国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）／登録》
伊豆沼・内沼*	（栗原市・登米市）、蕪栗沼・周辺水田（栗原市・登米市・大崎市）、化女沼（大崎市）、志津川湾（南三陸町）
<b>世界農業遺産</b>	《国連食糧農業機関／認定》
持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム	（大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町）
<b>かんがい施設遺産</b>	《国際かんがい排水委員会／登録》
内川（大崎市）	
<b>世界で最も美しい湾クラブ</b>	《世界で最も美しい湾クラブ／加盟》
松島湾*	（松島町・東松島市・塩竈市）

国内（国）

<b>日本遺産</b>	《文化庁／認定》
政宗が育んだ"伊達"な文化（仙台市・塩竈市・多賀城市・松島町・宮城県）、みちのく GOLD 浪漫－黃金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる－（気仙沼市・南三陸町・涌谷町・平泉町・陸前高田市）	
<b>歴史の道百選</b>	《文化庁／選定》
出羽仙台街道中山越*	（大崎市）、陸奥上街道*（大崎市）、貞山堀運河（石巻市～岩沼市）
<b>ふるさと文化財の森</b>	《文化庁／設定》
上品山茅場（石巻市）、志波彦神社鹽竈神社境内林（塩竈市）、北上茅場（石巻市）	
<b>伝統的工芸品</b>	《経済産業省／指定》
宮城伝統こけし（仙台市・白石市・蔵王町・大崎市）、雄勝硯（石巻市）、鳴子漆器（大崎市）、仙台箪笥（仙台市・塩竈市・東松島市・富谷市・大衡村・柴田町・涌谷町・利府町・亘理町）	
<b>近代化産業遺産群</b>	《経済産業省／認定》
細倉鉱山関連遺産（栗原市）、仙台市の化学工業関連遺産*（仙台市）、野蒜築港関連遺産（東松島市）、金華山灯台*（石巻市）、仙台市の通信技術開発関連遺産（仙台市）、松山人車軌道（大崎市）[以上、いずれも遺産群のうちの一つ]	
<b>疏水百選</b>	《農林水産省／選定》
愛宕堰（仙台市）、大堰（内川）（大崎市）	
<b>ため池百選</b>	《農林水産省／選定》
加瀬沼ため池（多賀城市・塩竈市・利府町）	
<b>日本の棚田百選</b>	《農林水産省／選定》
沢尻棚田（丸森町）、西山棚田（栗原市）	
<b>美しい日本のむら景観百選</b>	《農林水産省／選定》
蔵王（蔵王町）	
<b>農山漁村の郷土料理百選</b>	《農林水産省／選定》
ずんだ餅、はらこ飯	
<b>未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選</b>	《水産庁／選定》
みなと祭りと御座船（塩竈市）	

<b>国立公園</b>	《環境省／指定》
三陸復興（石巻市・女川町・南三陸町・登米市・気仙沼市）	
<b>国定公園</b>	《環境省／指定》
蔵王（仙台市・白石市・蔵王町・七ヶ宿町・川崎町）、栗駒（大崎市・栗原市）	
<b>ふるさといきものの里百選</b>	《環境省／選定》
東和町の源氏ボタル生息地＊（登米市）	
<b>日本の音風景 100 選</b>	《環境省／選定》
宮城野のスズムシ（仙台市）、広瀬川のカジカガエルと野鳥（仙台市）、北上川河口のヨシ原（石巻市）、伊豆沼・内沼のマガン＊（栗原市・登米市）	
<b>日本の重要湿地 500</b>	《環境省／選定》
栗駒山湿原群（栗原市ほか）、広田湾（気仙沼市ほか）、気仙沼舞根湾（気仙沼市）、南三陸海岸（気仙沼市）、南三陸志津川湾（南三陸町）、万石浦（石巻市）、仙台湾および仙台海浜（東松島市・仙台市・亘理町・松島町・塩竈市など）、伊豆沼・内沼および周辺湖沼群＊（栗原市・登米市）、蕪栗沼および周辺水田（大崎市・登米市・栗原市）、平筒沼（登米市）、相野沼（涌谷町）、化女沼（大崎市）、旧品井沼周辺ため池群（大崎市）、北上川河口部および長面浦（石巻市・登米市）、田谷地沼・かば谷地・すげ沼湿地池沼群（加美町）、蔵王山周辺湿原群（七ヶ宿町・蔵王町）	
<b>日本の渚百選</b>	《環境省等（協力）／選定》
奥松島（東松島市）、十八鳴浜＊（気仙沼市）	
<b>名水百選</b>	《環境省／選定》
桂葉清水（栗原市）、広瀬川（仙台市）	
<b>森の巨人たち百選</b>	《林野庁／選定》
えぼし千年杉（スギ）（蔵王町）	
<b>水源の森百選</b>	《林野庁／選定》
沼ヶ森水源の森（栗原市）、谷山水源の森（村田町）	
<b>森林浴の森日本 100 選</b>	《林野庁（協力）／選定》
仙台自然休養林（仙台市）、宮城県県民の森（仙台市・利府町）	
<b>日本の滝百選</b>	《環境省・林野庁（協力）／選定》
三階の滝（蔵王町）、秋保大滝＊（仙台市）	
<b>日本の歴史公園百選</b>	《国土交通省／選定》
青葉山公園（仙台市）、西公園・定禪寺通緑地・勾当台公園（仙台市）、益岡公園（白石市）	
<b>島の宝 100 景</b>	《国土交通省／選定》
島の守り神「猫神社」／田代島（石巻市）、小正月の鳥追い行事「えんずのわり」＊／宮戸島（東松島市）	
<b>水の郷百選</b>	《国土交通省／選定》
ロマンあふれる水の都・石巻（石巻市）、水守りの里・七ヶ宿（七ヶ宿町）	
<b>日本の白砂青松 100 選</b>	《林野庁（協力）／選定》
松島＊（松島町ほか）、御伊勢浜（気仙沼市）、神割崎（南三陸町・石巻市）、小泉赤崎海岸（気仙沼市）	
<b>近代水道百選</b>	《厚生労働省（企画）／選定》
青下水源地＊（仙台市）、茂庭浄水場（仙台市）	
<b>日本の灯台 50 選</b>	《海上保安庁／選出》
金華山灯台＊（石巻市）	
<b>重要科学技術史資料</b>	《国立科学博物館／登録》
分割陽極マグнетロン（仙台市）、金属チタン樹枝状結晶（仙台市）、36型 HD（ハイビジョン）トリニティロンテレビ KW-3600HD（多賀城市）、吉田肉腫（YS-TC 細胞 TKG 0654）（仙台市）	

## 国内（団体）

<b>日本ジオパーク</b>	《日本ジオパーク委員会／加盟認定》
栗駒山麓ジオパーク（栗原市），三陸ジオパーク（気仙沼市，ほか青森県・岩手県の6市6町3村）	
<b>県の石</b>	《一般社団法人日本地質学会／加盟認定》
[岩石] スレート（登米市・石巻市），[鉱物] 砂金（涌谷町），[化石] ウタツギヨリュウ＊（南三陸町）	
<b>美しい日本の歴史的風土 100 選</b>	《古都保存財団／選定》
日本三景松島＊（松島町），仙台城址＊・貞山堀など伊達家城下町の遺産・杜の都仙台の並木道・多賀城址＊（仙台市・多賀城市・岩沼市・名取市・七ヶ浜町・塩竈市），[準 100 選] 白石城周辺・越河宿・齋川宿・上戸沢宿・下戸沢宿（白石市）	
<b>選奨土木遺産</b>	《公益社団法人土木学会／選定》
野蒜築港関連事業（石巻市・東松島市・七ヶ浜町・多賀城市・仙台市・名取市・岩沼市），北上川分流施設群（石巻市・登米市），品井沼干拓関連施設（松島町・東松島市），仙台市煉瓦下水道（仙台市），疣岩円形分水工（蔵王町），仙山線鉄道施設群（仙台市・山形市），四ツ谷用水（仙台市），鳴子ダム（大崎市）	
<b>産業遺産</b>	《産業考古学会／推薦》
石井闡門＊（石巻市），燈台基礎石組（塩竈市），東北大学片平キャンパス近代建築群＊（仙台市），プラット社製ローラカード（ローラ式そ棉機）（仙台市／現在はトヨタ産業技術記念館（愛知県）所蔵）	
<b>機械遺産</b>	《一般社団法人日本機械学会／推薦》
三居沢発電所関係機器・資料群（仙台市）	
<b>日本におけるモダン・ムーブメントの建築</b>	《DOCOMOMO JAPAN／選定》
古川市民会館（現大崎市民会館）（大崎市）	
<b>日本 100 名城</b>	《公益財団法人日本城郭協会／選定》
多賀城＊（多賀城市），仙台城＊（仙台市），[続日本 100 名城] 白石城（白石市）	

## 宮城県

<b>伝統的工芸品</b>	《指定》
雄勝硯（石巻市），鳴子漆器（大崎市），白石和紙（白石市），堤焼（仙台市），埋木細工（仙台市），岩出山しの竹細工（大崎市），中新田打刃物（加美町），松笠風鈴（登米市），堤人形（仙台市），切込焼（加美町），仙台張子（仙台市），仙台釣竿（仙台市），仙台平＊（仙台市），仙台御筆（仙台市），玉虫塗（仙台市），若柳地織（栗原市），仙台筆笥（仙台市・塩竈市・東松島市・富谷市・大衡村・柴田町・涌谷町・利府町・亘理町），仙台堆朱（仙台市）	
<b>県立自然公園</b>	《指定》
松島＊（塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町・東松島市），旭山（石巻市），蔵王高原（白石市・蔵王町・七ヶ宿町・川崎町），二口峡谷（仙台市），気仙沼（気仙沼市），船形連峰（仙台市・大和町・加美町・色麻町），硯上山万石浦（石巻市・女川町），阿武隈渓谷（丸森町）	
<b>自然環境保全地域</b>	《指定》
伊豆沼・内沼＊（栗原市・登米市），笠岳山（涌谷町），仙台湾海浜（仙台市・名取市・岩沼市・亘理町・山元町），太白山（仙台市），樽水・五社山（名取市・村田町），釜房湖（川崎町），谷山（村田町・川崎町），御嶽山（栗原市），一桧山・田代（大崎市・栗原市），鱒淵観音堂（登米市），魚取沼（加美町），翁倉山（石巻市・登米市），斗蔵山（角田市），東成田の自然林（大郷町），荒沢（加美町），商人沼（加美町）	
<b>緑地環境保全地域</b>	《指定》
蕃山・斎勝沼（仙台市），加瀬沼（塩竈市・多賀城市・利府町），県民の森（仙台市・富谷市・利府町），丸田沢（仙台市），権現森（仙台市），加護坊・笠岳山（大崎市・涌谷町），深山（角田市・山元町），高館・千貫山（仙台市・名取市・岩沼市・柴田町），愛宕山（亘理町），昭和万葉の森（大衡村），番ヶ森山周辺地域（利府町・大郷町）	
そのほかみやぎ・身近な景観百選など	

#### 4 文化財担当職員数及び文化財保護審議会委員数

令和2年4月現在

自治体名	文化財主管課文化財担当職員数					博物館等文化財職 専門員数 うち文化財 主管課との 兼務職員数	文化財保 護審議会 委員数		
	文化財専門職員数								
	埋蔵文化財 専門職員数	その他分野専門職員数							
01仙台市	38	31	28	3	歴史 1, 建築 1, 民俗 1	13	0	12	
02白石市	3	2	2	0		—	—	6	
03角田市	2	2	2	0		2	2	5	
04七ヶ宿町	2	0	0	0		0	0	3	
05蔵王町	2	2	2	0		—	—	5	
06大河原町	1	0	0	0		—	—	4	
07村田町	3	3	2	1	建築 1	4	3	7	
08柴田町	6	2	1	1	民俗 1	2	2	5	
09川崎町	2	0	0	0		—	—	5	
10丸森町	1	1	1	0		1	1	4	
11塩竈市	1	0	0	0		—	—	7	
12名取市	9	6	6	0		5	3	10	
13亘理町	4	2	1	1	民俗 1	2	2	5	
14山元町	4	4	4	0		2	2	5	
15岩沼市	3	3	3	0		2	2	5	
16松島町	3	3	2	1	歴史 1	—	—	6	
17多賀城市	14	8	7	1	民俗 1	7	7	10	
18七ヶ浜町	2	1	1	0		1	1	5	
19利府町	4	2	2	0		1	1	7	
20大和町	4	1	1	0		1	0	4	
21大郷町	3	0	0	0		—	—	4	
22富谷市	2	2	2	0		1	1	5	
23大衡村	1	0	0	0		—	—	5	
24大崎市	10	8	8	0		4	0	9	
25色麻町	1	0	0	0		—	—	5	
26加美町	6	3	3	0		2	0	6	
27涌谷町	6	2	2	0		2	2	5	
28美里町	1	1	1	0		1	1	6	
29栗原市	6	4	4	0		0	0	10	
30登米市	4	2	1	1	文化人類学 1	7	1	10	
31気仙沼市	14	11	8	3	歴史 1, 考古 1, 民俗 1	—	—	10	
32南三陸町	2	1	1	0		1	1	7	
33石巻市	12	10	5	5	歴史 2, 民俗 3	5	5	9	
34東松島市	7	4	3	1	考古 1	4	4	7	
35女川町	4	0	0	0		—	—	5	
00宮城県	32	27	23	4	歴史 1, 建築 1, 民俗 1, 保存科学 1	29	0	11	

## 5 宮城県教育委員会刊行文化財関係報告書

### 宮城県教育委員会

#### 【図録】

	刊 行 物 名	刊 行 年
1	宮城県の文化財	1971(昭和46)年
2	宮城県の文化財	1978(昭和53)年
3	宮城県の文化財	1993(平成5)年
4	宮城県の文化財	1997(平成9)年
5	宮城県の文化財	2004(平成16)年
6	宮城県の文化財 史跡・名勝編	2016(平成28)年
7	宮城県の文化財 天然記念物編	2017(平成29)年
8	宮城県の文化財 建造物編	2018(平成30)年
9	宮城県の文化財 美術工芸品編 1 (絵画/彫刻/工芸品)	2019(平成31)年
10	宮城県の文化財 美術工芸品編 2 (書跡・典籍/古文書・古碑/考古資料/歴史資料)	2020(令和2)年
11	宮城県の文化財 無形文化財・民俗文化財・保存技術編	2021(令和3)年

#### 【報告書】

	刊 行 物 名	刊 行 年
1	仙台東照宮・遠見塚・かめ塚古墳	1954(昭和29)年
2	菜切谷廃寺跡	1956(昭和31)年
3	高蔵寺阿弥陀堂・高蔵寺の仏像	1958(昭和33)年
4	陸奥国分寺跡発掘調査報告書	1961(昭和36)年
5	昭和36年度多賀城発掘調査概報	1962(昭和37)年
6	昭和37年度多賀城発掘調査概報	1963(昭和38)年
7	昭和38年度多賀城発掘調査概報	1964(昭和39)年
8	埋蔵文化財緊急発掘調査概報	1965(昭和40)年
9	宮城県遺跡地名表	1966(昭和41)年
10	宮城の民俗(民俗資料緊急調査報告)	1966(昭和41)年
11	埋蔵文化財緊急発掘調査報告書	1966(昭和41)年
12	埋蔵文化財発掘調査報告書	1967(昭和42)年
13	埋蔵文化財緊急発掘調査報告書	1967(昭和42)年
14	埋蔵文化財緊急発掘調査報告書 陸奥国分寺跡東北部発掘調査報告書	1967(昭和42)年
15	埋蔵文化財第三次緊急発掘調査概報	1968(昭和43)年
16	埋蔵文化財第二次緊急発掘調査概報	1968(昭和43)年
17	埋蔵文化財緊急調査概報 (東北縦貫自動車道遺跡地名表・同試掘調査略報)	1968(昭和43)年

	刊行物名	刊行年
18	蔵王山麓民俗図誌(釜房ダム水没地区)	1968(昭和43)年
19	埋蔵文化財緊急調査概報(東北縦貫自動車道遺跡地名表・湯ノ倉館試掘調査略報)	1969(昭和44)年
20	埋蔵文化財緊急発掘調査概報	1969(昭和44)年
21	埋蔵文化財第四次緊急発掘調査概報	1969(昭和44)年
22	蔵王山麓の社会と民俗	1969(昭和44)年
23	日の出山窯跡群	1970(昭和45)年
24	東北自動車道関係遺跡発掘調査概報	1970(昭和45)年
25	東北自動車道関係遺跡発掘調査概報(刈田郡蔵王町地区)	1971(昭和46)年
26	東北自動車道関係遺跡発掘調査概報(白石市・柴田郡村田町地区)	1972(昭和47)年
27	宮城県指定天然記念物球状斑れい岩調査報告	1972(昭和47)年
28	東北新幹線関係遺跡分布調査報告書(地名表・試掘調査概報〈白石・高清水地区〉)	1972(昭和47)年
29	宮城県遺跡地名表	1973(昭和48)年
30	菅生田遺跡調査概報	1973(昭和48)年
31	東北新幹線関係遺跡発掘調査略報	1973(昭和48)年
32	東北自動車道関係遺跡発掘調査略報(白石市・仙台市～大和町地区)	1973(昭和48)年
33	山畠装飾横穴古墳群発掘調査概報	1973(昭和48)年
34	金剛寺貝塚・今熊野遺跡調査概報	1973(昭和48)年
35	山中七ヶ宿の民俗	1974(昭和49)年
36	東北新幹線関係遺跡調査報告書Ⅰ	1974(昭和49)年
37	宮城県の古民家 宮城県民家緊急調査報告書	1974(昭和49)年
38	宮前遺跡	1975(昭和50)年
39	土平遺跡発掘調査概報	1975(昭和50)年
40	宮城県文化財発掘調査略報(昭和48・49年度分)	1975(昭和50)年
41	天然記念物ヨコグラノキ北限地帯調査報告書	1975(昭和50)年
42	宮城県文化財発掘調査略報(昭和50年度分)	1976(昭和51)年
43	貞山堀運河	1976(昭和51)年
44	砂山横穴古墳群調査報告書	1976(昭和51)年
45	宮城県遺跡地名表	1976(昭和51)年
46	宮城県遺跡地図	1976(昭和51)年
47	宮城県文化財発掘調査略報(昭和51年度分)	1977(昭和52)年
48	清太原西遺跡・船渡前遺跡	1977(昭和52)年
49	清水側遺跡	1977(昭和52)年

	刊行物名	刊行年
50	宮城県民俗分布図 緊急民俗資料分布調査報告書	1977(昭和52)年
51	宮城の文化財基本調査	1978(昭和53)年
52	東北自動車道関係遺跡調査報告書Ⅰ	1978(昭和53)年
53	宮城県文化財発掘調査略報(昭和52年度分)	1978(昭和53)年
54	湯坪遺跡発掘調査概報	1978(昭和53)年
55	歴史の道調査結果略報	1978(昭和53)年
56	北沢遺跡発掘調査概報	1978(昭和53)年
57	宮城県文化財発掘調査略報(昭和53年度分)	1979(昭和54)年
58	宮城県ほ場整備関連遺跡詳細分布調査報告書	1979(昭和54)年
59	宇南遺跡	1979(昭和54)年
60	歴史の道調査報告書	1979(昭和54)年
61	五輪C遺跡	1979(昭和54)年
62	東北新幹線関係遺跡調査報告書Ⅱ	1980(昭和55)年
63	東北自動車道関係遺跡調査報告書Ⅱ	1980(昭和55)年
64	宮城県ほ場整備関連遺跡詳細分布調査報告書	1980(昭和55)年
65	東北新幹線関係遺跡調査報告書Ⅲ	1980(昭和55)年
66	歴史の道調査報告書	1980(昭和55)年
67	金剛寺貝塚・宇賀崎貝塚・宇賀崎一号墳他	1980(昭和55)年
68	玉造遺跡	1980(昭和55)年
69	東北自動車道遺跡調査報告書Ⅲ	1980(昭和55)年
70	金取遺跡	1980(昭和55)年
71	東北自動車道関係遺跡調査報告書Ⅳ	1980(昭和55)年
72	東北新幹線関係遺跡調査報告書Ⅳ	1980(昭和55)年
73	宮城県遺跡地名表	1981(昭和56)年
74	宮城県遺跡地図	1981(昭和56)年
75	宮城県ほ場整備関連遺跡詳細分布調査報告書	1981(昭和56)年
76	東北地建バイパス関係遺跡調査報告書	1981(昭和56)年
77	東北新幹線関係遺跡調査報告書Ⅴ	1981(昭和56)年
78	長者原貝塚・上新田遺跡	1981(昭和56)年
79	仙南仙塩広域水道関係遺跡調査報告書Ⅰ	1981(昭和56)年
80	歴史の道調査報告書	1981(昭和56)年
81	東北自動車道遺跡調査報告書Ⅴ	1981(昭和56)年
82	宮城県の民俗芸能	1981(昭和56)年
83	東北自動車道遺跡調査報告書Ⅵ	1982(昭和57)年
84	水入遺跡発掘調査報告書	1982(昭和57)年
85	青木畠遺跡	1982(昭和57)年

	刊行物名	刊行年
86	宮城県営圃場整備等関連遺跡詳細分布調査報告書	1982(昭和57)年
87	松島有料道路関連調査報告書Ⅰ	1982(昭和57)年
88	仙南仙塩広域水道関係遺跡調査報告書Ⅱ	1982(昭和57)年
89	天神山遺跡	1982(昭和57)年
90	宮城県文化財発掘調査略報	1982(昭和57)年
91	宮城県におけるニホンカモシカの生息状況 -特別天然記念物カモシカ緊急調査-	1982(昭和57)年
92	東北自動車道遺跡調査報告書VII	1982(昭和57)年
93	東北自動車道遺跡調査報告書VIII	1983(昭和58)年
94	南小泉遺跡	1983(昭和58)年
95	宮城県営圃場整備等関連遺跡詳細分布調査報告書	1983(昭和58)年
96	朽木橋横穴古墳群・宮前遺跡	1983(昭和58)年
97	御堂平遺跡	1983(昭和58)年
98	近世社寺建築緊急調査報告書	1983(昭和58)年
99	宮城の文化財基本調査	1984(昭和59)年
100	東北自動車道遺跡調査報告書IX	1984(昭和59)年
101	宮城県営圃場整備等関連遺跡詳細分布調査報告書 (昭和58年度)	1984(昭和59)年
102	鹿島遺跡・竹ノ内遺跡	1984(昭和59)年
103	柳津館山遺跡 -東北地建バイパス関係遺跡調査報告書-	1984(昭和59)年
104	色麻町香ノ木遺跡・色麻古墳群 -昭和59年度宮城県営圃場整備等関連遺跡詳細分布調査報告書-	1985(昭和60)年
105	今熊野遺跡・一本杉遺跡・馬越石塚	1985(昭和60)年
106	古川市宮沢遺跡 -化女沼ダム建設関係I-	1985(昭和60)年
107	石兜遺跡 -東北地建バイパス関係遺跡調査報告書-	1985(昭和60)年
108	七ヶ宿ダム関連遺跡発掘調査報告書Ⅰ	1985(昭和60)年
109	中峯遺跡発掘調査報告書	1985(昭和60)年
110	宮城県の民謡	1985(昭和60)年
111	田柄貝塚Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1986(昭和61)年
112	川崎町二本松遺跡・河原田遺跡	1986(昭和61)年
113	塩釜市新浜遺跡	1986(昭和61)年
114	今熊野遺跡Ⅱ -縄文・弥生時代編	1986(昭和61)年
115	亘理町畠中貝塚	1986(昭和61)年
116	硯沢・大沢窯跡ほか	1987(昭和62)年
117	小梁川遺跡 -遺物包含層土器編	1986(昭和61)年

	刊行物名	刊行年
118	宮城町観音堂遺跡・新宮前遺跡	1986(昭和61)年
119	若柳町柴の脇遺跡・鳴瀬町里浜貝塚等	1986(昭和61)年
120	東北横断自動車道遺跡調査報告書Ⅰ	1986(昭和61)年
121	東北横断自動車道遺跡調査報告書Ⅱ	1987(昭和62)年
122	七ヶ宿ダム関連遺跡発掘調査報告書Ⅲ－小梁川遺跡	1987(昭和62)年
123	宮城町西館跡・利府町郷楽・天神台遺跡 －愛子・仙塩バイパス関連遺跡発掘調査報告書	1987(昭和62)年
124	亘理町三十三間堂遺跡ほか詳細分布調査報告書	1987(昭和62)年
125	宮城県遺跡地図	1988(昭和63)年
126	七ヶ宿ダム関連遺跡発掘調査報告書Ⅳ －大梁川遺跡・小梁川遺跡(石器編)	1988(昭和63)年
127	亘理町三十三間堂遺跡ほか	1988(昭和63)年
128	西前・町田遺跡	1988(昭和63)年
129	富沢遺跡・泉崎前地区	1988(昭和63)年
130	宮城県の民話－民話伝承調査報告書	1988(昭和63)年
131	亘理町三十三間堂遺跡ほか	1989(昭和64)年
132	摺萩遺跡	1990(平成2)年
133	絵馬	1990(平成2)年
134	利府町郷楽遺跡Ⅱ	1990(平成2)年
135	寂光寺跡ほか	1990(平成2)年
136	大年寺山横穴群	1990(平成2)年
137	大貫館山館跡ほか	1990(平成2)年
138	山王遺跡 －仙塩道路建設関係遺跡八幡地区調査概報－	1990(平成2)年
139	上野館跡－茂庭氏居館跡－	1990(平成2)年
140	宮城の文化財基本調査	1991(平成3)年
141	合戦原遺跡ほか	1991(平成3)年
142	山王遺跡 －仙塩道路関係遺跡 平成2年度発掘調査概要－	1991(平成3)年
143	藤田新田遺跡 －仙台東道路建設関係遺跡調査概報－	1991(平成3)年
144	上野館跡(Ⅱ)－平成2年度発掘調査報告－	1991(平成3)年
145	館南囲遺跡ほか	1991(平成3)年
146	野田山遺跡	1992(平成4)年
147	下草古城跡ほか	1992(平成4)年
148	山王遺跡	1992(平成4)年
149	藤田新田遺跡	1992(平成4)年

	刊行物名	刊行年
150	上野館跡(Ⅲ)	1992(平成4)年
151	金鋳神遺跡ほか	1992(平成4)年
152	宮城県の古建築－江戸・明治期の建造物－	1992(平成4)年
153	宮城県遺跡地図	1993(平成5)年
154	山王遺跡 平成4年度概報 多賀前地区第1次調査	1993(平成5)年
155	下草古城跡ほか	1993(平成5)年
156	下南山遺跡	1993(平成5)年
157	上野館跡－近世茂庭氏居館跡発掘調査報告書－	1993(平成5)年
158	狐塚遺跡ほか	1993(平成5)年
159	宮城県の民俗芸能	1993(平成5)年
160	北原遺跡	1993(平成5)年
161	下草古城跡ほか	1994(平成6)年
162	山王遺跡I－古墳時代遺物包含層編	1994(平成6)年
163	山王遺跡八幡地区の調査 －県道泉塩釜線関連遺跡I－	1994(平成6)年
164	藤田新田遺跡	1994(平成6)年
165	高田B遺跡－第2次・3次調査－	1994(平成6)年
166	宮城県指定有形文化財今野家住宅	1994(平成6)年
167	下草古城跡ほか	1995(平成7)年
168	山王遺跡II－多賀前地区遺構編－	1995(平成7)年
169	大畠遺跡ほか	1995(平成7)年
170	下草古城跡ほか	1996(平成8)年
171	山王遺跡III－多賀前地区遺物編－	1996(平成8)年
172	山王遺跡IV－多賀前地区考察編－	1996(平成8)年
173	一本杉窯跡群	1996(平成8)年
174	舟場遺跡ほか	1997(平成9)年
175	山王遺跡V	1997(平成9)年
176	山王遺跡町地区の調査 －県道泉塩釜線関連調査報告書II－	1998(平成10)年
177	宮城県遺跡地図	1998(平成10)年
178	壇の越遺跡・念南寺古墳	1998(平成10)年
179	一本柳遺跡I	1998(平成10)年
180	一里塚遺跡－第44・47次発掘調査報告書－	1999(平成11)年
181	海蔵庵板碑群	1999(平成11)年
182	名生館遺跡・下草古城本丸跡ほか	1999(平成11)年
183	宮城県の祭り・行事	2000(平成12)年
184	名生館遺跡ほか	2000(平成12)年

	刊行物名	刊行年
185	市川橋遺跡－県道泉塩釜線関連調査報告書III－	2001(平成13)年
186	一本柳遺跡II	2001(平成13)年
187	山王遺跡八幡地区の調査2－県道泉塩釜線関連調査報告書IV－古墳時代後期SD2050河川跡編	2001(平成13)年
188	名生館遺跡ほか	2001(平成13)年
189	名生館遺跡ほか	2002(平成14)年
190	沢田山西遺跡	2002(平成14)年
191	宮城県の近代化遺産 －宮城県近代化遺産総合調査報告書－	2002(平成14)年
192	新田東遺跡 －三陸縦貫自動車道建設関連遺跡調査報告書II－	2003(平成15)年
193	嘉倉貝塚	2003(平成15)年
194	市川橋遺跡	2003(平成15)年
195	中野高柳遺跡I	2003(平成15)年
196	壇の越遺跡ほか	2003(平成15)年
197	沢田山西遺跡ほか	2004(平成16)年
198	中野高柳遺跡II	2004(平成16)年
199	山王遺跡伊勢地区の調査 －県道泉塩釜線関連調査報告書V－	2004(平成16)年
200	壇の越遺跡ほか	2004(平成16)年
201	角山遺跡 －三陸縦貫自動車道建設関連遺跡調査報告書IV－	2005(平成17)年
202	中野高柳遺跡III	2005(平成17)年
203	壇の越遺跡ほか	2005(平成17)年
204	青塚城跡ほか	2005(平成17)年
205	中野高柳遺跡IV	2006(平成18)年
206	桃生城跡・細谷B遺跡 －三陸縦貫自動車道建設関連遺跡調査報告書V－	2006(平成18)年
207	角山遺跡・山居遺跡 －三陸縦貫自動車道建設関連遺跡調査報告書VI－	2006(平成18)年
208	上楯城跡	2006(平成18)年
209	東山官衙遺跡周辺ほか	2006(平成18)年
210	市川橋遺跡の調査 －県道泉塩釜線関連調査報告書VI－	2007(平成19)年
211	太田窯跡	2007(平成19)年
212	東北地方整備局関連遺跡発掘調査報告書	2007(平成19)年
213	下富前遺跡	2007(平成19)年
214	早風遺跡ほか	2007(平成19)年

	刊行物名	刊行年
215	山居遺跡(縄文時代編)ほか	2007(平成19)年
216	平林遺跡	2008(平成20)年
217	北小松遺跡ほか－平成19年度発掘調査概報－	2008(平成20)年
218	壇の越遺跡ほか	2008(平成20)年
219	市川橋遺跡の調査 伏石・八幡地区 －県道『泉－塩釜線』関連調査報告書VII－	2009(平成21)年
220	原田遺跡・下萩沢遺跡 －一般国道4号バイパス関連遺跡調査報告書I－	2009(平成21)年
221	石森館跡	2009(平成21)年
222	壇の越遺跡・早風遺跡ほか	2009(平成21)年
223	鍛冶沢遺跡	2010(平成22)年
224	北小松遺跡ほか	2010(平成22)年
225	一里塚遺跡	2010(平成22)年
226	壇の越遺跡・早風遺跡ほか	2010(平成22)年
227	北小松遺跡－田尻西部地区は場整備事業に係る平成20年度発掘調査報告書－	2011(平成23)年
228	観音堂山遺跡	2011(平成23)年
229	羽場遺跡ほか	2011(平成23)年
230	須江瓦山A窯跡	2012(平成24)年
231	西石山原遺跡ほか －常磐自動車道建設関連遺跡調査報告書I－	2012(平成24)年
232	大天馬遺跡－一般国道4号筑館バイパス関連遺跡調査報告書II－	2012(平成24)年
233	卯月沢遺跡	2013(平成25)年
234	平成24年度 東日本大震災復興事業関連遺跡調査報告I	2014(平成26)年
235	北小松遺跡－田尻西部地区は場整備事業に係る平成21年度発掘調査報告書－	2014(平成26)年
236	山王遺跡VI－多賀前地区第4次発掘調査報告書－	2014(平成26)年
237	平成25年度 東日本大震災復興事業関連遺跡調査報告II	2015(平成27)年
238	入大遺跡	2015(平成27)年
239	山王遺跡・市川橋遺跡の調査－都市計画道路(主要地方道)『泉－塩釜線』関連調査報告書VIII－	2015(平成27)年
240	涌沢遺跡ほか －常磐自動車道建設関連遺跡調査報告書II－	2015(平成27)年

	刊行物名	刊行年
241	平成26年度 東日本大震災復興事業関連遺跡調査報告Ⅲ	2016(平成28)年
242	大天馬遺跡・後沢遺跡 －みやぎ県北高速幹線道路関連遺跡調査報告書Ⅱ－	2016(平成28)年
243	宮城県の近代和風建築 －宮城県近代和風建築総合調査報告書－	2016(平成28)年
244	熊の作遺跡ほか－常磐線復旧関連遺跡調査報告書－	2016(平成28)年
245	御駒堂遺跡・堂の沢遺跡－一般国道4号線築館バイパス関連遺跡調査報告書Ⅲ－	2016(平成28)年
246	入の沢遺跡－一般国道4号築館バイパス関連遺跡調査報告書Ⅳ－	2016(平成28)年
247	東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録 (中間報告)	2017(平成29)年
248	山王遺跡VII－三陸沿岸道路建設に伴う八幡・伏石地区発掘調査報告書－	2018(平成30)年
249	石川原遺跡ほか －三陸縦貫自動車道建設関連遺跡調査報告書X－	2018(平成30)年
250	団子山西遺跡I－田尻西部地区は場整備事業に係わる平成22～25年度(H・I・L区)発掘調査報告書－	2018(平成30)年
251	源光遺跡 －都市計画道路源光町田線関連遺跡調査報告書－	2019(平成31)年
252	大久保貝塚ほか	2019(平成31)年
253	入の沢遺跡ほか－平成27～30年度埋蔵文化財発掘調査 －入の沢遺跡・市川橋遺跡・坂ノ下浦I遺跡・彥右工門 橋窯跡近接地	2020(令和2)年
254	団子山西遺跡II －田尻西部地区は場整備事業に係る平成23・25～27・ 29年度(J・K・M区)発掘調査報告書－	2020(令和2)年
255	小屋館城跡・忍館城跡－三陸沿岸道路 気仙沼道路建設 関連遺跡調査報告書－	2020(令和2)年
256	小屋館城跡・忍館城跡－三陸沿岸道路 気仙沼道路建設 関連遺跡調査報告書－	2020(令和2)年

#### 【計画書】

	刊行物名	刊行年
1	特別名勝松島保存管理計画	1976(昭和51)年
2	特別名勝松島保存管理計画(2訂)	1985(昭和60)年
3	特別名勝松島保存管理計画(3訂)	1998(平成10)年
4	特別名勝松島保存管理計画(4訂)	2010(平成22)年

**【映像資料】**

	刊行物名	刊行年
1	多言語版「宮城県の文化財」	2016(平成28)年

**東北歴史博物館(旧：東北歴史資料館)****【図録】**

	刊行物名	刊行年
1	多賀城と古代日本	1975(昭和50)年
2	資料展 むらとまちと	1975(昭和50)年
3	かけほとけ	1976(昭和51)年
4	和算の世界 算額	1976(昭和51)年
5	むらのなかま	1976(昭和51)年
6	東北の古墳	1977(昭和52)年
7	ろばたとくらし	1978(昭和53)年
8	多賀城と関連遺跡	1978(昭和53)年
9	仙台藩の家臣団	1979(昭和54)年
10	発掘された古代の東北	1979(昭和54)年
11	米づくりと農具	1980(昭和55)年
12	名取の里-熊野信仰と一切経-	1981(昭和56)年
13	旧石器時代の東北	1982(昭和57)年
14	新幹線と遺跡	1982(昭和57)年
15	近世の北上川と水運	1983(昭和58)年
16	東北の中世陶器	1985(昭和60)年
17	多賀城と古代東北	1985(昭和60)年
18	三陸の漁業	1987(昭和62)年
19	染と型紙	1987(昭和62)年
20	カマ神	1988(昭和63)年
21	多賀城と太宰府	1989(昭和64)年
22	縄文人のくらし	1990(平成2)年
23	宮城の絵馬	1991(平成3)年
24	よみがえる多賀城	1992(平成4)年
25	仙台・堤のやきもの	1995(平成7)年
26	東北地方の土偶	1996(平成8)年
27	常設展示案内(初版～7版)	1999(平成11)～ 2020(令和2)年

	刊行物名	刊行年
28	祈りのかたち－東北地方の仏像	1999(平成11)年
29	縄文時代の日本列島	2000(平成12)年
30	東北地方の仮面	2000(平成12)年
31	文字世界への招待	2001(平成13)年
32	ふるきいしぶみ	2001(平成13)年
33	神サマのいる風景	2001(平成13)年
34	はるかみちのく	2001(平成13)年
35	東北発掘ものがたり	2002(平成14)年
36	観光旅行	2002(平成14)年
37	エジプト文明展	2002(平成14)年
38	飛鳥藤原京展	2002(平成14)年
39	仙台藩の金と鉄	2003(平成15)年
40	鮭	2003(平成15)年
41	平賀源内展	2004(平成16)年
42	東北発掘ものがたり2	2004(平成16)年
43	唐三彩	2004(平成16)年
44	福よ来い	2004(平成16)年
45	古代の旅	2005(平成17)年
46	音と人の風景	2005(平成17)年
47	水辺と森と縄文人	2005(平成17)年
48	日本三景展	2005(平成17)年
49	中国★美の十字路展	2006(平成18)年
50	熊野信仰と東北	2006(平成18)年
51	町絵図・村絵図の世界	2007(平成19)年
52	慈覚大師円仁とその名宝	2007(平成19)年
53	奥州一宮鹽竈神社	2007(平成19)年
54	古代北方世界に生きた人びと	2008(平成20)年
55	塩竈・松島	2008(平成20)年
56	東北の群像	2009(平成21)年
57	絵画にみる江戸時代のみやぎ	2010(平成22)年
58	多賀城・大宰府と古代の都	2010(平成22)年
59	神々への祈り-神の若がえりとこころの再生-	2012(平成24)年
60	家族でおでかけ～夏休みのおもいで～	2012(平成24)年
61	みちのく鬼めぐり	2012(平成24)年
62	美しき東北の街並み -鳥のまなざし 吉田初三郎の世界-	2013(平成25)年
63	考古学からの挑戦 -東北大考古学研究の軌跡-	2013(平成25)年

	刊行物名	刊行年
64	神さま仏さまの復興－被災文化財の修復と継承－	2013(平成25)年
65	家電の時代	2014(平成26)年
66	医は仁術	2015(平成27)年
67	徳川將軍家と東北	2015(平成27)年
68	日本のわざと美展	2015(平成27)年
69	大白隠展	2016(平成28)年
70	アンコール・ワットへのみち	2016(平成28)年
71	日本人とクジラ	2016(平成28)年
72	工芸継承	2017(平成29)年
73	世界遺産ラスコー展	2017(平成29)年
74	漢字三千年	2017(平成29)年
75	熊と狼	2017(平成29)年
76	展示案内「共生と対立～海と大地をめぐる物語～」	2018(平成30)年
77	東大寺と東北	2018(平成30)年
78	タイムスリップ！縄文時代	2018(平成30)年
79	伊達綱村	2018(平成30)年
80	最先端技術でよみがえるシルクロード －法隆寺・敦煌莫高窟・バーミヤン－	2019(平成31)年
81	モダンデザインが結ぶ暮らしの夢	2019(平成31)年
82	蝦夷－古代エミシと律令国家－	2019(平成31)年
83	みやぎの復興と発掘調査	2020(令和2)年
84	GIGA・MANGA 江戸戯画から近代漫画へ	2020(令和2)年
85	伝わるかたち／伝えるわざ－伝達と変容の日本建築	2020(令和2)年

#### 【目録】

	刊行物名	刊行年
1	文書目録第1集(佐藤家文書、伊沢家文書)	1981(昭和56)年
2	文書目録第2集(中嶋家、佐々木家文書)	1981(昭和56)年
3	文書目録第3集(門傳家文書Ⅰ)	1986(昭和61)年
4	文書目録第4集(門傳家文書Ⅱ)	1986(昭和61)年
5	文書目録第5集(我妻家文書)	1988(昭和63)年
6	文書目録第6集(鈴木・氏家・尾形家文書)	1989(昭和64)年
7	文書目録第7集(奥山家文書)	1991(平成3)年
8	文書目録第8集(千葉・伊藤家文書)	1992(平成4)年
9	文書目録第9集(佐藤家文書)	1996(平成8)年
10	東北歴史博物館民俗資料収蔵目録1	2001(平成13)年
11	杉山コレクション－アイヌ関係資料図録	2001(平成13)年

	刊行物名	刊行年
12	博物館利用案内	2002(平成14)年
13	杉山コレクションー古墳時代関係資料図録	2004(平成16)年
14	美術工芸資料図録－絵画・書蹟編	2005(平成17)年
15	宮城の墨蹟	2013(平成25)年
16	地域に伝わる御正躰を中心とした古代中世文化遺産と関連文化遺産の調査・活用事業目録	2016(平成28)年

【報告書】

	刊行物名	刊行年
1	熊狩A窯跡発掘調査報告書	1979(昭和54)年
2	名取市熊野新宮寺一切経調査報告	1980(昭和55)年
3	南川の民俗	1981(昭和56)年
4	里浜貝塚Ⅰ	1982(昭和57)年
5	里浜貝塚Ⅱ	1983(昭和58)年
6	解説肝入以路波傳書(上巻)	1984(昭和59)年
7	里浜貝塚Ⅲ	1984(昭和59)年
8	三陸沿岸の漁村と漁業習俗(上巻)	1984(昭和59)年
9	三陸沿岸の漁村と漁業習俗(下巻)	1985(昭和60)年
10	解説肝入以路波傳書(下巻)	1985(昭和60)年
11	里浜貝塚Ⅳ	1985(昭和60)年
12	江合川流域の旧石器	1985(昭和60)年
13	里浜貝塚Ⅴ	1986(昭和61)年
14	馬場壇A遺跡Ⅰ	1986(昭和61)年
15	里浜貝塚Ⅵ	1987(昭和62)年
16	型紙	1988(昭和63)年
17	里浜貝塚Ⅶ	1988(昭和63)年
18	馬場壇A遺跡Ⅱ	1988(昭和63)年
19	馬場壇A遺跡Ⅲ	1988(昭和63)年
20	宮城県の貝塚	1989(昭和64)年
21	馬場壇A遺跡Ⅳ	1989(昭和64)年
22	宮城県の諸職	1990(平成2)年
23	葛西家文書	1990(平成2)年
24	古川市馬場壇B遺跡 色麻町大原B遺跡	1990(平成2)年
25	宮城県の野鍛冶	1991(平成3)年
26	里浜貝塚Ⅷ	1991(平成3)年
27	宮城県の瓦職	1993(平成5)年
28	高森遺跡Ⅱ	1993(平成5)年

	刊行物名	刊行年
29	里浜貝塚IX	1994(平成6)年
30	宮城の古地図	1994(平成6)年
31	宮城県の桶職	1995(平成7)年
32	高森遺跡III	1995(平成7)年
33	北上川流域・三陸沿岸の旧石器時代遺跡の分布調査報告書	1997(平成9)年
34	宮城県の漆職	1997(平成9)年
35	里浜貝塚X	1997(平成9)年
36	東北地方の信仰伝承－宮城県の年中行事－	2005(平成17)年
37	博学連携事業化報告書	2008(平成20)年
38	波伝谷の民俗 －宮城県南三陸沿岸の村落における暮らしの諸相－	2008(平成20)年
39	宮城の餅食文化－博学連携事業報告書－	2009(平成21)年
40	ふるさとの民話を語り継ぐ報告書	2010(平成22)年
41	参加型展示構築事業実施報告書	2017(平成29)年
42	宮城県被災文化財等保全連絡会議活動報告書	2017(平成29)年
43	新沼の民俗 －宮城県大崎耕土における暮らしの諸相－	2018(平成30)年

【研究紀要】

	刊行物名	刊行年
1	東北歴史資料館研究紀要 [第一巻－第二十四巻]	1975(昭和50)～ 1998(平成10)年
2	東北歴史博物館研究紀要 [1－21]	2000(平成12)～ 2020(令和2)年

【年報】

	刊行物名	刊行年
1	東北歴史資料館年報 [昭和49年度－平成9年度]	1975(昭和50)～ 1998(平成10)年
2	東北歴史博物館年報 [平成11年度版－令和元年度版]	2000(平成12)～ 2020(令和2)年

【映像資料】

	刊行物名	刊行年
1	村境の神々－人形神に託した祈り－	1999(平成11)年
2	柳沢の焼け八幡－小正月の訪れ者－	1999(平成11)年
3	小迫の延年－春をめでる野の舞－	1999(平成11)年
4	成田キヌヨの語りによる 砂子瀬の民話	2017(平成29)年
5	木製の罠－消えゆく技術－	2017(平成29)年

## 多賀城跡調査研究所

### 【図録等】

	刊行物名	刊行年
1	多賀城と古代日本	1975(昭和50)年
2	多賀城と古代東北	1985(昭和60)年
3	多賀城跡－発掘のあゆみ－	2003(平成15)年
4	多賀城跡－発掘のあゆみ2010－	2010(平成22)年
5	多賀城跡－発掘調査のあゆみ2020－	2020(令和2)年
6	多賀城跡調査研究所沿革史	2020(令和2)年

### 【報告書（多賀城跡）】

	刊行物名	刊行年
1	多賀城漆紙文書	1979(昭和54)年
2	多賀城跡 政庁跡 図録編	1980(昭和55)年
3	多賀城跡 政庁跡 本文編	1982(昭和57)年
4	多賀城跡 政庁跡 補遺編	2010(平成22)年
5	多賀城跡木簡Ⅰ 本文編・図版編	2011(平成23)年
6	多賀城跡木簡Ⅱ 本文編・図版編	2013(平成25)年
7	多賀城跡木簡Ⅲ 総括編	2014(平成26)年
8	多賀城跡 外郭跡Ⅰ－南門地区－	2017(平成29)年
9	多賀城跡 政庁南面地区－城前官衙遺構・遺物編－	2018(平成30)年
10	多賀城跡 政庁南面地区Ⅱ－城前官衙総括編－	2019(平成31)年
11	多賀城施釉陶磁器	2020(令和2)年
12	多賀城跡 政庁南面地区Ⅲ－政庁南大路・南北大路－	2021(令和3)年

### 【報告書（多賀城関連遺跡）】

	刊行物名	刊行年
1	桃生城跡Ⅰ	1975(昭和50)年
2	桃生城跡Ⅱ	1976(昭和51)年
3	伊治城跡Ⅰ	1978(昭和53)年
4	伊治城跡Ⅱ	1979(昭和54)年
5	伊治城跡Ⅲ	1980(昭和55)年
6	名生館遺跡Ⅰ	1981(昭和56)年
7	名生館遺跡Ⅱ	1982(昭和57)年
8	名生館遺跡Ⅲ	1983(昭和58)年
9	名生館遺跡Ⅳ	1984(昭和59)年
10	名生館遺跡Ⅴ	1985(昭和60)年

	刊行物名	刊行年
11	名生館遺跡VI	1986(昭和61)年
12	東山遺跡Ⅰ	1987(昭和62)年
13	東山遺跡Ⅱ	1988(昭和63)年
14	東山遺跡Ⅲ	1989(昭和64)年
15	東山遺跡Ⅳ	1990(平成2)年
16	東山遺跡Ⅴ	1991(平成3)年
17	東山遺跡VI	1992(平成4)年
18	東山遺跡VII	1993(平成5)年
19	下伊場野窯跡	1994(平成6)年
20	桃生城跡Ⅲ	1995(平成7)年
21	桃生城跡Ⅳ	1996(平成8)年
22	桃生城跡Ⅴ	1997(平成9)年
23	桃生城跡VI	1998(平成10)年
24	桃生城跡VII	1999(平成11)年
25	桃生城跡VIII	2000(平成12)年
26	桃生城跡IX	2001(平成13)年
27	桃生城跡X	2002(平成14)年
28	亀岡遺跡Ⅰ	2003(平成15)年
29	亀岡遺跡Ⅱ	2004(平成16)年
30	木戸窯跡群Ⅰ	2005(平成17)年
31	木戸窯跡群Ⅱ	2006(平成18)年
32	木戸窯跡群Ⅲ	2007(平成19)年
33	六月坂遺跡ほか	2008(平成20)年
34	日の出山窯跡群Ⅰ	2009(平成21)年
35	日の出山窯跡群Ⅱ	2010(平成22)年
36	日の出山窯跡群Ⅲ	2011(平成23)年

【計画書】

	刊行物名	刊行年
1	特別史跡多賀城跡附寺跡 整備基本計画	2016(平成28)年
2	特別史跡多賀城跡附寺跡 緑化修景基本方針	2021(令和3)年

【研究紀要】

	刊行物名	刊行年
1	多賀城跡調査研究所研究紀要 [Ⅰ - VII]	1974(昭和49) ~ 1980(昭和55) 年

**【年報】**

	刊行物名	刊行年
1	多賀城跡調査研究所年報 [1969－2020]	1970(昭和45)～ 2021(令和3)年

**宮城県文化財保護協会****【図録・目録】**

	刊行物名	刊行年
1	宮城県未指定文化財目録 史跡・名勝・天然記念物の部	1968(昭和43)年
2	宮城県未指定文化財目録 建造物の部	1968(昭和43)年
3	宮城県の天然記念物 動物の部	1971(昭和46)年
4	みやぎの伝統工芸展	1976(昭和51)年
5	宮城県主要文化財ガイド74 ：県内74全市町村の案内書	1980(昭和55)年
6	宮城の遺跡100	2011(平成23)年

**【報告書】**

	刊行物名	刊行年
1	翁倉山のイヌワシ	1984(昭和59)年
2	宮城のカマ神：昭和60年度カマ神分布調査報告書	1991(平成3)年

**【雑誌】**

	刊行物名	刊行年
1	宮城の文化財 [第1号－第120号]	1967(昭和42)～ 2011(平成23)年

**宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会****【報告書】**

	刊行物名	刊行年
1	仙台箪笥所在調査報告書	2016(平成28)年

**【映像資料】**

	刊行物名	刊行年
1	宮城県指定無形文化財 正藍染	2014(平成26)年
2	雄勝石加工技術	2014(平成26)年
3	仙台箪笥再生・修理	2014(平成26)年

	刊行物名	刊行年
4	柳生心眼流甲冑術・甲冑柔術	2017(平成29)年
5	日本刀鍛錬技術	2018(平成30)年
6	仙台御筆	2019(平成31)年
7	仙台箪笥飴金具製作技術	2020(令和2)年

### 宮城県被災文化財等保全連絡会議

#### 【報告書】

	刊行物名	刊行年
1	宮城県被災文化財等保全連絡会議活動報告書	2017(平成29)年

## 6 大綱策定の経過

### (1) 諒問

文 第 1409 号  
令和 元年 8月 30 日

宮城県文化財保護審議会長 殿

宮城県教育委員会  
教育長 伊東 昭代



宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について（諒問）

のことについて、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 190 条第 3 項の規定により、下記理由を添えて貴会に諒問します。

記

#### 諒問理由

豊かな風土に恵まれた宮城県には、歴史的・自然的文化財が数多く残っています。これら貴重な文化財を未来に継承するには、文化財が地域社会に果たす役割を理解し、地域の実態を踏まえながら、将来的な計画に基づいて適切に保護していくことが求められます。

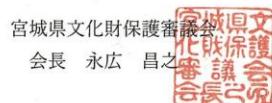
平成 31 年 4 月に施行された改正文化財保護法では、個々の文化財指定等の既往制度の一層の推進に加え、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む制度が整えられ、都道府県による域内の文化財の総合的保存活用にかかる「大綱」策定、そして市町村による都道府県の大綱を踏まえての同保存活用にかかる「地域計画」策定が明記されるに至りました。

については、県内の文化財の保存活用にかかり、宮城県教育委員会においてはその基本的な方向性を明確にするため、また市町村においてはそのアクションプランとなる地域計画の策定を確実に推進するため、県内の文化財保存活用にかかる大綱の策定について、貴会に意見を求めます。

## (2) 答申

文 審 第 22 号  
令和 3 年 2 月 18 日

宮城県教育委員会教育長 殿



宮城県の文化財保存・活用にかかる大綱の策定について（答申）  
令和元年 8 月 30 日付け文第 1409 号で諮問がありましたのことについて、当審議会における調査審議の結果を別添のとおり取りまとめましたので、答申します。  
宮城県教育委員会におきましては、本答申の内容を尊重し、文化財の保存・活用にかかる大綱を策定され、目標とする基本理念の実現を図られますよう要望します。

### (3) 経過

令和 元年 9月 2日 (月)	令和元年度第2回宮城県文化財保護審議会 協議内容 大綱の目的と位置付け、大綱の骨子案、 大綱策定の進め方などの協議
令和 2年 3月 ~ 4月	市町村教育委員会に対するアンケート調査
令和 2年 9月 2日 (水)	令和2年度第1回宮城県文化財保護審議会 協議内容 大綱の素案、今後の進め方などの協議
令和 2年 9月 ~ 10月	市町村教育委員会等への意見照会
令和 2年 11月 13日 (金)	令和2年度第2回宮城県文化財保護審議会 協議内容 大綱の案、今後の進め方などの協議
令和 2年 12月 22日 (火) ~ 令和 3年 1月 21日 (木)	大綱(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施 募集結果 1件
令和 3年 2月 18日 (木)	令和2年度第3回宮城県文化財保護審議会 協議内容 大綱の最終案の協議

**(4) 宮城県文化財保護審議会名簿（令和元年度～2年度）**

氏名	職	分野	備考
阿子島 香	東北大学大学院教授	考古学	
荒木 志伸	山形大学学術研究院准教授	中世史	令和2年4月1日より
永広 昌之	東北大学名誉教授	地学	
近江 恵美子	東北生活文化大学名誉教授	生活美術	
川島 秀一	東北大学災害科学国際研究所 シニア研究員	民俗学	
菊池 慶子	東北学院大学文学部教授	近世史	
熊谷 公男	東北学院大学名誉教授	古代史	令和2年3月31日まで
佐藤 琴	山形大学学術研究院准教授	美術史	
永井 康雄	山形大学工学部教授	建築学	
長岡 龍作	東北大学大学院教授	美術史	
長島 栄一	仙台市教育委員会文化財課長	行政	
平吹 喜彦	東北学院大学教養学部教授	生物植物	

